

Ⅲ 経済交流

- (1) 県内企業の海外進出状況（国別）
- (2) 富山県の貿易動向
- (3) 伏木富山港の外貨コンテナ取扱個数
- (4) 国際経済交流事業の概要

Ⅳ 国際協力事業

- 1 富山県海外技術研修員等受入事業
- 2 富山県の外国人留学生支援事業
 - (1) 富山県県費留学生
 - (2) 県内大学等留学生受入状況
- 3 外国教育施設日本語指導教員派遣事業
- 4 在外教育施設派遣事業

Ⅴ 国際関係機関

- 1 公益財団法人とやま国際センター（TIC）
 - ◎ 日本海学推進機構
 - ◎ 富山県大連事務所
 - ◎ 富山ファン倶楽部
 - ◎ 国際交流人材バンク
- 2 公益財団法人富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター
- 3 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）
- 4 公益財団法人環日本海環境協力センター（NPEC）
- 5 富山大学研究推進機構サステイナビリティ国際研究センター
- 6 日本国際連合協会
- 7 北東アジア地域自治体連合（NEAR）
- 8 独立行政法人国際協力機構（JICA）
- 9 一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）
 - (1) 語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）
 - (2) 自治体国際協力促進事業（モデル事業）、国際交流支援事業等
 - (3) 自治体国際交流表彰（総務大臣賞）
 - (4) 一般財団法人 自治体国際化協会富山県支部の概要
- 10 一般財団法人自治総合センター

Ⅵ 海外移住

- 1 海外移住の概要
- 2 在外日系人及び戦後の移住者数
- 3 富山県からの海外移住者数
- 4 南米諸国等における富山県出身移住者関係家族数等

Ⅶ 資料編

- 1 富山県内在住外国人向け生活相談窓口一覧
- 2 県内市町村の国際交流担当課一覧
- 3 海外県人会一覧
- 4 富山県外国人住民在留資格別市町村別人員表
- 5 富山県外国人住民国籍・地域別市町村別人員表
- 6 富山県における外国人登録者数（住民数）の推移
- 7 県内の日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒数の推移
- 8 県内の旅券発行状況
- 9 県民の海外出国状況
- 10 県内における国際定期便・チャーター便等利用状況

Ⅲ 經濟交流

(1) 県内企業の海外進出状況(国別)

地域	国名	令和7年3月時点	
		企業数	事業所数
アジア州	中国	118	293
	中国(香港・マカオ)		30
	中国(台湾)		23
	韓国	13	16
	フィリピン	4	6
	マレーシア	14	22
	ミャンマー	9	9
	インドネシア	21	32
	シンガポール	16	20
	ベトナム	37	53
	カンボジア	5	5
	タイ	61	88
	ラオス	1	1
	インド	15	43
	ネパール	1	1
	ブータン	1	1
	バングラディシュ	1	3
	スリランカ	1	3
	パキスタン	1	3
	小計	334	652
太洋州	オーストラリア	5	7
	ニュージーランド	2	3
	小計	7	10
中東・アフリカ	トルコ	2	2
	エチオピア	1	1
	小計	3	3
ヨーロッパ州	イギリス	4	6
	ドイツ	13	18
	スイス	1	1
	スウェーデン	3	4
	ハンガリー	2	2
	チェコ	4	5
	フランス	3	4
	ベルギー	2	2
	オランダ	2	3
	イタリア	1	2
	スペイン	2	2
	ロシア	3	5
	デンマーク	1	1
	ポーランド	2	2
	オーストリア	1	1
	ルーマニア	1	1
	ポルトガル	1	1
	ギリシャ	1	1
小計	47	61	
北米州	カナダ	5	6
	アメリカ合衆国	31	59
	小計	36	65
中南米州	メキシコ	9	13
	ブラジル	4	7
	アルゼンチン	1	1
	チリ	2	2
	コロンビア	1	1
	ホンジュラス	1	1
	エルサルバドル	1	1
	小計	19	26
合計	446	817	

(注1)企業数の合計は延べ数

(注2)富山県立地通商課の調査による

(2)富山県の貿易動向

① 概況

<貿易額の推移について>

令和6年の貿易総額は5,583億円、対前年比は△2.5%減で、2年連続の減少となった。

輸出入別に見ると、輸出は2,826億円で前年比△2.2%減（2年連続のマイナス）、輸入は2,757億円で前年比△2.7%減（2年連続のマイナス）となった。

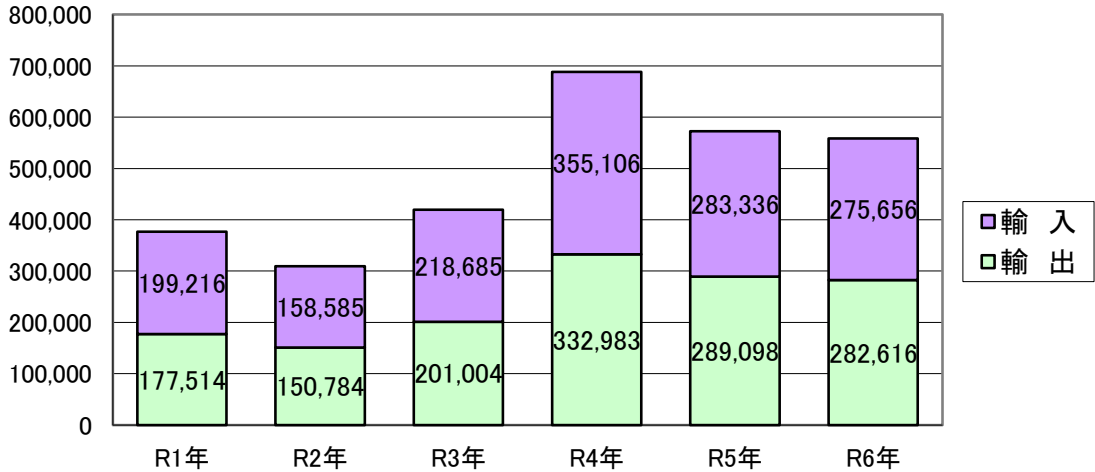
貿易額の推移

(単位：百万円)

	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
輸出	177,514	150,784	201,004	332,983	289,098	282,616
(対前年比)	△4.0%	△15.1%	+33.3%	+65.7%	△13.2%	△2.2%
輸入	199,216	158,585	218,685	355,106	283,336	275,656
(対前年比)	△2.3%	△20.4%	+36.3%	+62.4%	△20.2%	△2.7%
貿易額	376,730	309,369	419,690	688,089	572,434	558,272
(対前年比)	△3.1%	△17.9%	+34.9%	+64.0%	△16.8%	△2.5%

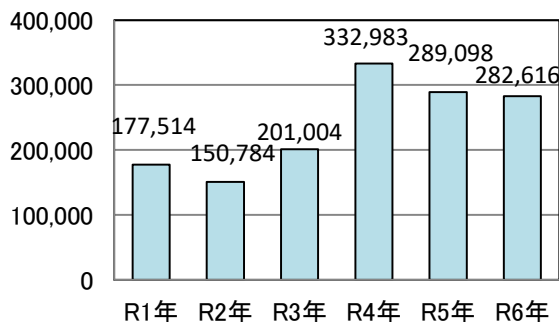
(百万円)

貿易額の推移



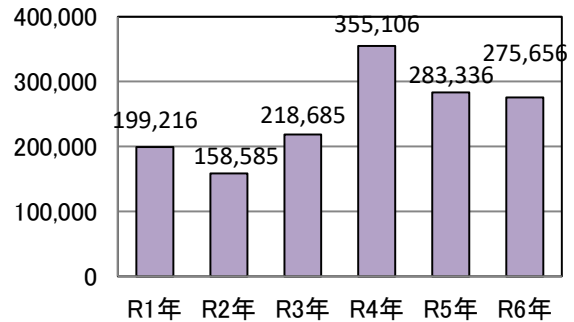
(百万円)

輸出額の推移



(百万円)

輸入額の推移



② 貿易相手国(地域)の状況

<令和6年主要貿易相手国(地域)>

令和6年の主要貿易相手国(地域)は、中国、ロシア、マレーシア、韓国、アメリカの順となっている。

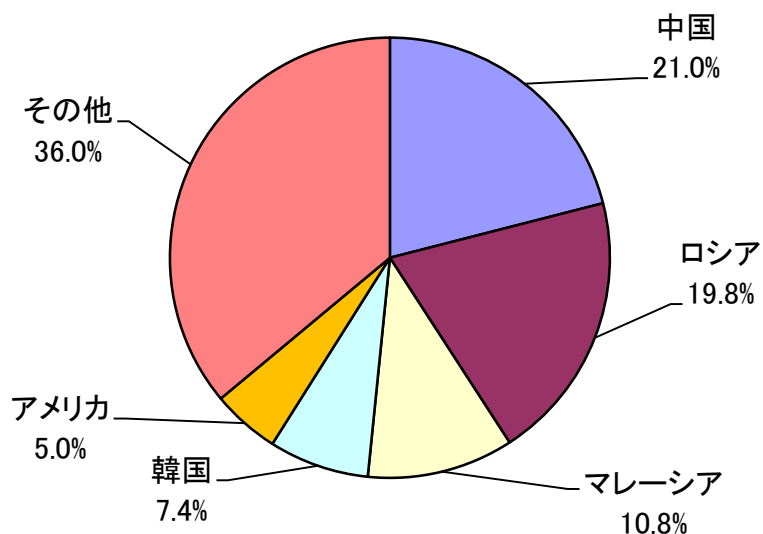
(参考) 令和5年順位：1位 ロシア、2位 中国、3位 マレーシア、4位 韓国、5位 インドネシア

(単位：百万円)

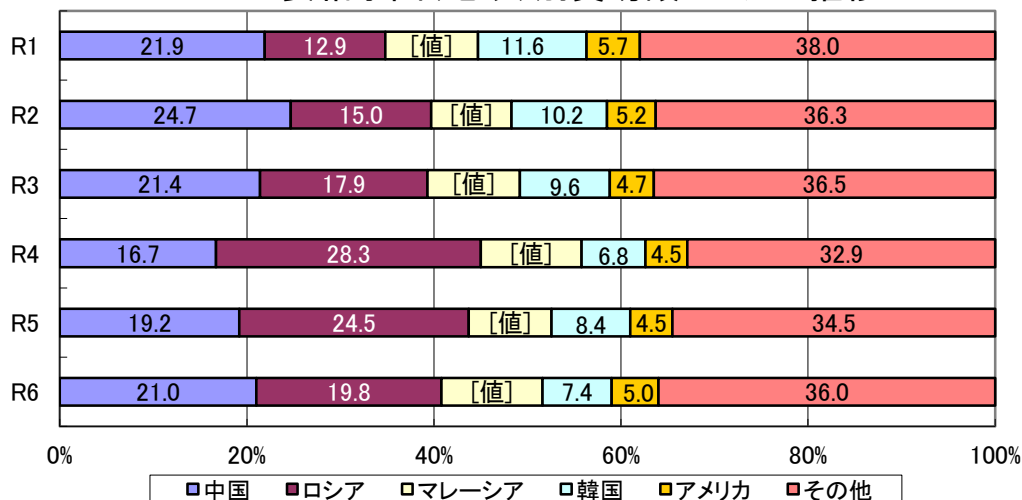
順位	国名	合計	対前年比	構成比	輸出	輸入
1	中国	117,306	+6.8%	21.0%	60,973	56,333
2	ロシア	110,733	△21.1%	19.8%	102,939	7,794
3	マレーシア	60,069	+17.5%	10.8%	1,739	58,330
4	韓国	41,098	△12.9%	7.4%	27,207	13,890
5	アメリカ	27,839	+9.0%	5.0%	12,654	15,185
	その他	201,227	+1.4%	36.0%	77,104	124,124
	合計	558,272	△2.5%	100.0%	282,616	275,656

※その他 6位:インドネシア、7位:ベトナム、8位:インド、9位:タイ、10位:アラブ首長国連邦

主要貿易相手国(地域)



主要相手国(地域)別貿易額シェアの推移



＜令和6年主要輸出国(地域)＞

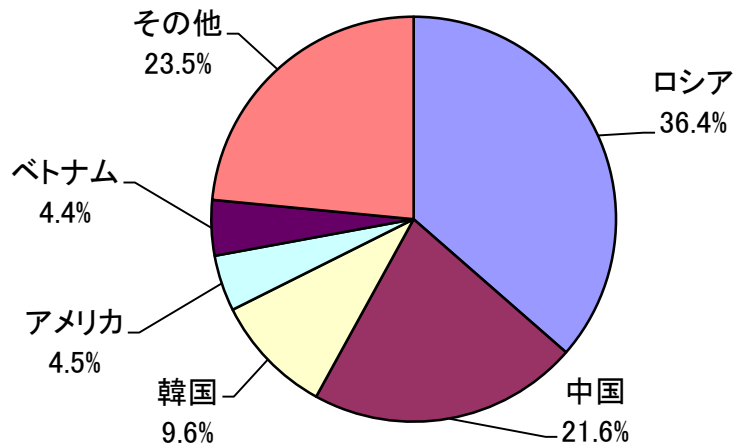
令和6年の輸出相手国(地域)は、ロシア、中国、韓国、アメリカ、ベトナムの順となっている。

(参考：令和5年順位 1位 ロシア、2位 中国、3位 韓国、4位 ベトナム、5位 アメリカ)

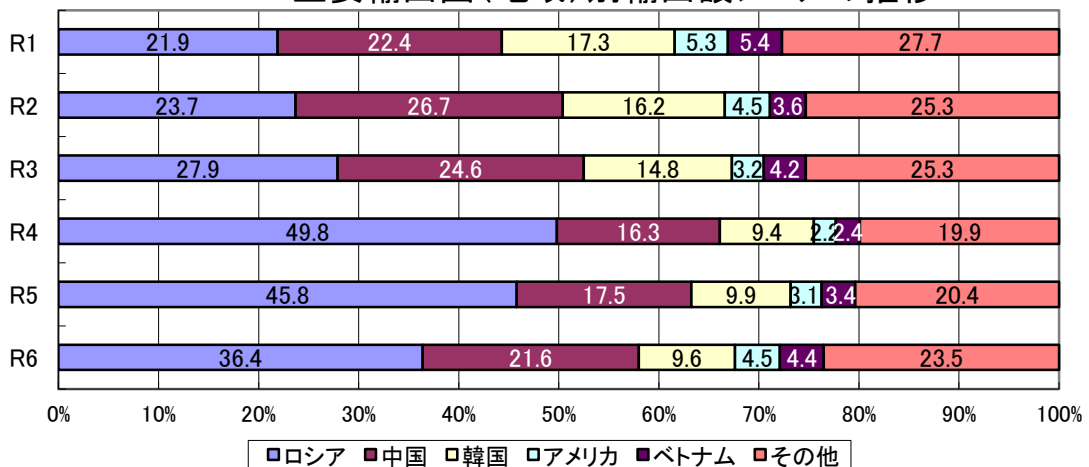
(単位：百万円)

順位	国名	金額	対前年比	構成比	主要品目
1	ロシア	102,939	△22.2%	36.4%	中古乗用車
2	中国	60,973	+20.7%	21.6%	金属鉱及びくず、銅及び同合金
3	韓国	27,207	△4.9%	9.6%	金属鉱及びくず、銅及び同合金
4	アメリカ	12,654	+40.5%	4.5%	一般機械、電気機器
5	ベトナム	12,505	+27.9%	4.4%	一般機械、金属鉱及びくず、銅及び同合金
	その他	66,338	+12.7%	23.5%	
	合計	282,616	△2.2%	100.0%	

主要輸出国(地域)



主要輸出国(地域)別輸出額シェアの推移



＜令和6年主要輸入国(地域)＞

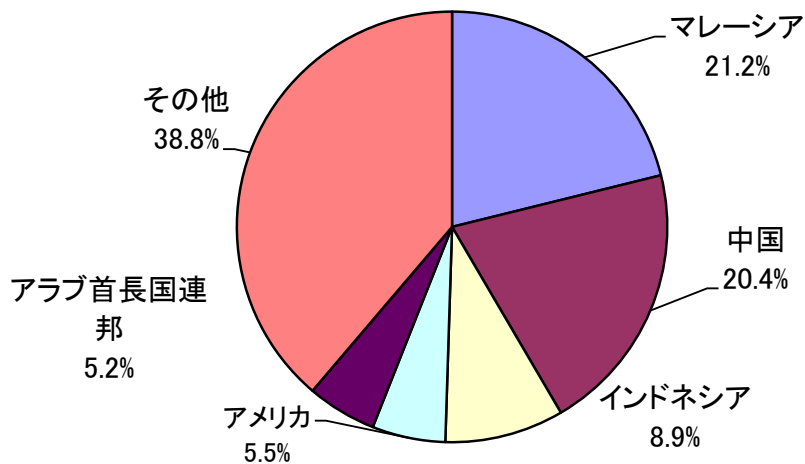
令和6年の輸入相手国(地域)は、マレーシア、中国、インドネシア、アメリカ、アラブ首長国連邦の順となっている。

(参考：令和5年順位 1位 中国、2位 マレーシア、3位 インドネシア、4位 韓国、5位 アメリカ)

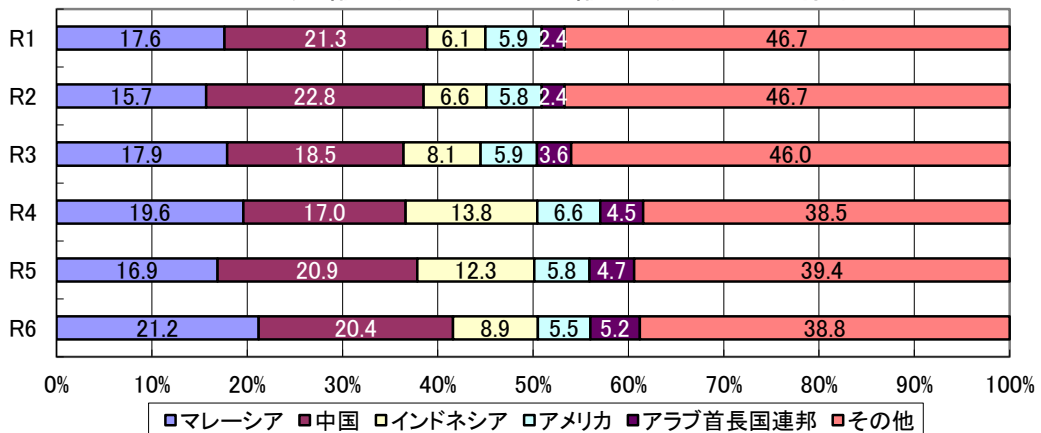
(単位：百万円)

順位	国名	金額	対前年比	構成比	主要品目
1	マレーシア	58,330	+18.9%	21.2%	再輸入品、アルミニウム及び同合金
2	中国	56,333	△5.0%	20.4%	無機化合物、金属製品
3	インドネシア	24,657	△29.1%	8.9%	石炭
4	アメリカ	15,185	△8.2%	5.5%	金属鉱及びびくず、石油製品、パルプウッド等
5	アラブ首長国連邦	14,421	+8.7%	5.2%	アルミニウム及び同合金
	その他	106,730	△3.3%	38.8%	
	合計	275,656	△2.7%	100.0%	

主要輸入国(地域)



主要輸入国(地域)別輸入額シェアの推移



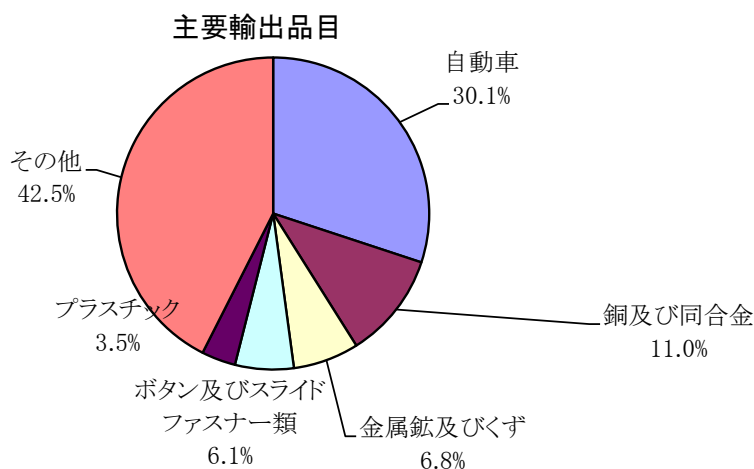
③ 品目別の輸出入状況

<令和6年主要輸出品目>

令和6年の主要輸出品目は、自動車、銅及び同合金、金属鋳及びびくず、ボタン及びスライドファスナー類、プラスチックの順となっている。

(単位：百万円)

順位	品目	金額	対前年比	構成比	主要相手国
1	自動車	84,977	△28.6%	30.1%	ロシア
2	銅及び同合金	31,052	+38.8%	11.0%	中国、タイ、パキスタン、ベトナム、バングラデシュ、インド
3	金属鋳及びびくず	19,259	+72.9%	6.8%	中国、韓国、ベトナム
4	ボタン及びスライドファスナー類	17,168	+29.5%	6.1%	中国、ベトナム、バングラデシュ、台湾
5	プラスチック	9,953	+27.1%	3.5%	中国
	その他	120,207	+68.2%	42.5%	
	合計	282,616	△2.2%	100.0%	

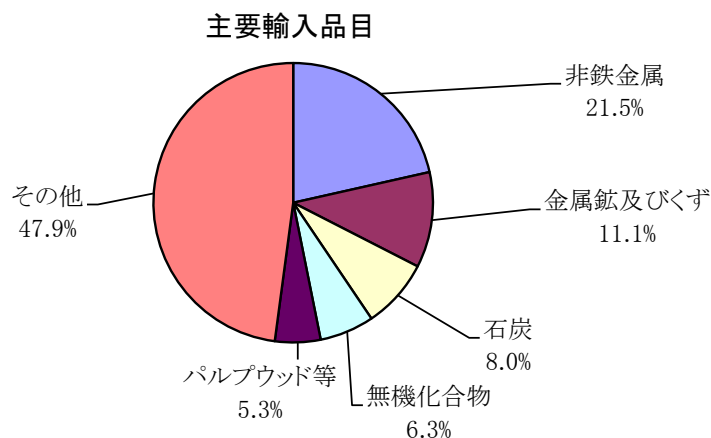


<令和6年主要輸入品目>

令和6年の主要輸入品目は、非鉄金属、金属鋳及びびくず、石炭、無機化合物、パルプウッド等の順となっている。

(単位：百万円)

順位	品目	金額	対前年比	構成比	主要相手国
1	非鉄金属	59,200	+1.8%	21.5%	アラブ首長国連邦、インド、マレーシア
2	金属鋳及びびくず	30,470	+5.9%	11.1%	アメリカ、ポリビア、韓国、台湾
3	石炭	22,107	△32.1%	8.0%	インドネシア、南アフリカ共和国
4	無機化合物	17,348	△26.1%	6.3%	中国、ベトナム
5	パルプウッド等	14,529	△13.7%	5.3%	ベトナム、アメリカ
	その他	132,002	+6.8%	47.9%	
	合計	275,656	△2.7%	100.0%	



(3) 伏木富山港の外貿コンテナ取扱個数

<外貿コンテナ取扱個数の推移について>

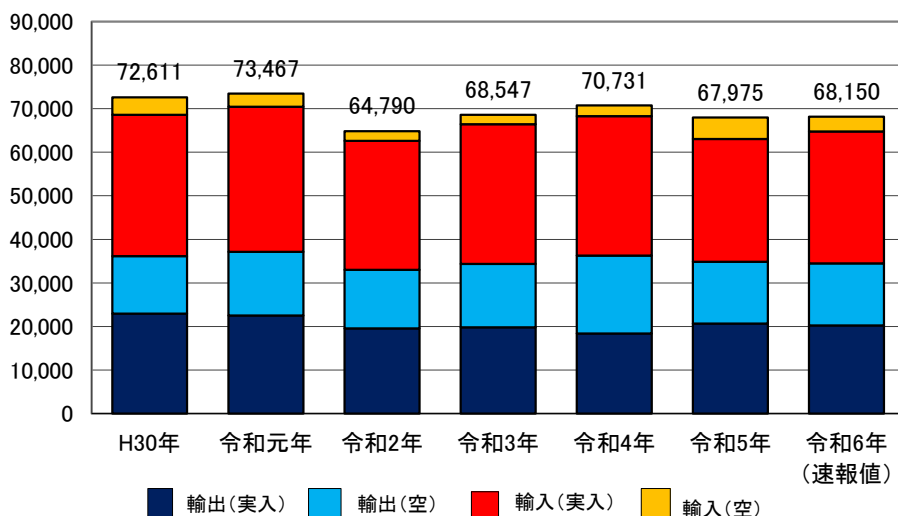
令和6年の外貿コンテナ取扱個数は、68,150TEUとなり、前年より0.3%増となった。
 「実入」を輸出入別に見ると、輸出は前年より1.9%減。輸入は前年より7.5%増となった。
 「実入」と「空」の合計では、輸出は前年より1.1%減。輸入は前年より1.7%増となった。

外貿コンテナ取扱個数の推移

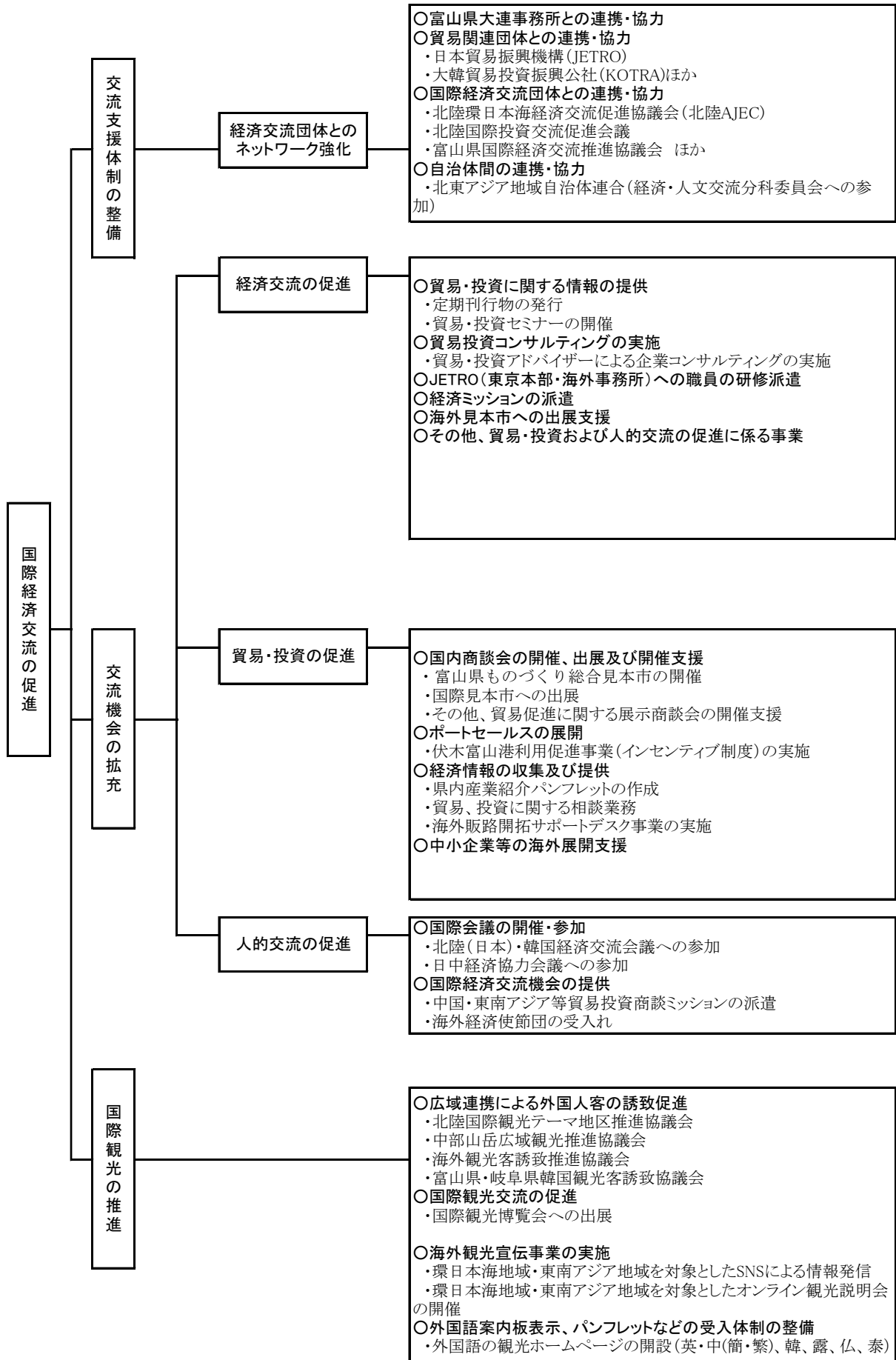
(単位：TEU)

		H30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年 (速報値)
輸出	実入 (増減率)	22,933 △0.8%	22,500 △1.9%	19,589 △12.9%	19,811 1.1%	18,385 △7.2%	20,662 12.4%	20,272 △1.9%
	空 (増減率)	13,191 △5.8%	14,618 10.8%	13,445 △8.0%	14,535 8.1%	17,893 23.1%	14,214 △20.6%	14,231 0.1%
	計 (増減率)	36,124 △2.7%	37,118 2.8%	33,034 △11.0%	34,346 4.0%	36,278 5.6%	34,876 △3.9%	34,503 △1.1%
輸入	実入 (増減率)	32,441 6.4%	33,324 2.7%	29,546 △11.3%	32,088 8.6%	31,987 △0.3%	28,172 △11.9%	30,273 7.5%
	空 (増減率)	4,046 △35.4%	3,025 △25.2%	2,210 △26.9%	2,113 △4.4%	2,466 16.7%	4,927 99.8%	3,374 △31.5%
	計 (増減率)	36,487 △4.0%	36,349 △0.4%	31,756 △12.6%	34,201 7.7%	34,453 0.7%	33,099 △3.9%	33,647 1.7%
合計	実入 (増減率)	55,374 6.1%	55,824 0.8%	49,135 △12.0%	51,899 5.6%	50,372 △2.9%	48,834 △3.1%	50,545 3.5%
	空 (増減率)	17,237 △14.9%	17,643 2.4%	15,655 △11.3%	16,648 6.3%	20,359 22.3%	19,141 △6.0%	17,605 △8.0%
	計 (増減率)	72,611 △3.4%	73,467 1.2%	64,790 △11.8%	68,547 5.8%	70,731 3.2%	67,975 △3.9%	68,150 0.3%

外貿コンテナ取扱個数の推移



(4) 国際経済交流事業の概要



IV 国際協力事業

1 研修員等受入事業

1 海外研修員とやま魅力体験事業

昭和 49 年度から令和 4 年度まで、「海外技術研修員受入事業」を実施し、開発途上国等に対する技術協力事業の一環として、技術の修得及び県民とのふれあいを通じて、開発途上国等の発展に貢献しうる人材の育成を図るとともに、国際親善の増進に寄与することを目的に、26 か国 421 名の研修員を受け入れました（令和 2、3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れなし）。

官民協働レビューの結果を受け事業内容を見直し、令和 5 年度からは「海外研修員とやま魅力体験事業」として、技術研修に加え、富山研修・文化体験を行うことで、富山愛好家を海外に広めることを目的に実施しています。令和 7 年度は 2 か国・2 名を受け入れました。

2 富山県多文化共生推進研修員受入事業

平成 21 年度から平成 23 年にかけて、ブラジル・サンパウロ州より教育経験のある人材を受け入れ、ブラジル人の特に多い高岡市の小学校に多文化共生推進研修員として配置しています（H21～H23 で計 3 名の受入れ）。また、平成 24 年度からは（一財）自治体国際化協会が実施する自治体職員協力交流事業を多文化共生推進研修員受入事業に活用しています（H24～R4 で計 9 名の受入れ）。令和 5 年度からは自治体職員協力交流事業を活用せずに研修員を受け入れています（R5～R6 で計 2 名の受入れ）。研修員の日本の教育制度の修得とともに、教育現場で、多文化共生に配慮した外国籍児童への学習支援を目的としています（令和 2、3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で受け入れなし）。

3 富山県協力交流研修員受入事業（令和 4 年度で終了）

平成 8 年度に、総務省（当時 自治省）と（一財）自治体国際化協会（CLAIR）が共同で支援する「自治体職員協力交流事業」が創設されました。この事業は、海外の地方自治体等の職員を日本の地方自治体が受け入れ、そのノウハウ、技術等を習得するとともに、地方自治体の国際化施策への協力を通じて地域の国際化を推進することを目的としています。

本県では平成 8 年度よりこの事業を活用し、令和 4 年度までに 6 ヶ国から 46 名を協力交流研修員（うち H24～R4 の計 9 名は兼多文化共生推進研修員）として受け入れました。

◎研修員等の受入状況

(とやま研修員、海外技術研修員、多文化共生推進研修員、協力交流研修員含む)

(単位:人)

国別 年度	ブラジル	アルゼンチン	ペルー	韓国	マレーシア	中国	フィリピン	ネパール	タイ	スリランカ	インドネシア	バングラデシュ	ブータン	フィジー	ガーナ	ロシア	ザンビア	ケニア	ホンジュラス	マラウイ	モロッコ	ポーランド	ラオス	モンゴル	カンボジア	タンザニア	エクアドル	計	
49	3 (2)	1 (1)	1																								5 (3)		
50	3 (2)	2 (2)	1																									6 (4)	
51	8 (5)	1 (1)																										9 (6)	
52	6 (4)	1 (1)		2 (1)																								9 (6)	
53	7 (4)	1		1																								9 (4)	
54	5 (2)	1		2 (2)	1																							9 (4)	
55	5 (2)	1 (1)		2 (2)	1																							9 (5)	
56	5 (3)	1		2 (1)	1																							9 (4)	
57	5 (5)	1		2	1																							9 (5)	
58	3 (3)	1 (1)	1 (1)	2 (2)		2	1 (1)																					10 (8)	
59	5 (1)	1 (1)		2		2 (1)		1 (1)																				11 (4)	
60	5 (4)	1 (1)		2	1	2 (1)																						11 (6)	
61	6 (3)	1		2		2 (1)			1																			12 (4)	
62	6 (4)	1 (1)		2		2				1																		12 (5)	
63	6 (3)	1		2		2		1			1																	13 (3)	
H元	6 (3)	1 (1)		2		2	1					1																13 (4)	
2	6 (6)	1 (1)		2	1	2						1																13 (7)	
3	6 (4)	1		2		2							1	1														13 (4)	
4	6 (3)	1		2	1	2		1								1 (1)												14 (4)	
5	4 (2)	1 (1)		2		2	1	1								2	1	1	1									16 (3)	
6	5 (4)	1 (1)		3 (2)		2 (1)		1						1	1					1	1 (1)							16 (9)	
7	2 (1)																												2 (1)
6	5 (5)	1		3 (1)		2 (1)	1 (1)	1 (1)								1	1											16 (9)	
8						1		1																				2	
6	4 (1)	1		3 (2)		2					2					2 (1)						1						17 (7)	
9	5 (5)			3 (2)		3 (2)		1								4 (1)				1	1							18 (10)	
10	3 (3)	1 (1)	1	4 (3)		3					1					2 (2)												16 (9)	
11	4 (4)	1 (1)		4		2										2						1						14 (5)	
12	4	1 (1)		1		1 (1)										2 (1)								2 (2)	1			12 (5)	
13	3 (3)	1 (1)		1		4 (3)										2							2		1			14 (7)	
14	3 (2)	1		1		2 (1)										2							2 (2)		1			12 (5)	
15	3 (2)	1 (1)		2 (1)		4 (1)					1											1	2 (1)					14 (6)	
16	3 (3)	1 (1)		1 (1)		4 (1)										2 (1)								2				13 (7)	
17	2 (2)	1 (1)		1		3 (1)																	2					9 (4)	
18	2 (2)			1 (1)		4 (3)										1												8 (6)	
19	1			1 (1)		2 (1)										1												5 (2)	
20	1					3 (3)										1 (1)												5 (4)	
21	2 (2)					3 (1)										1												6 (3)	
22	1 (1)					3 (2)										1 (1)												5 (4)	
23	1 (1)	1 (1)				3 (1)										1												6 (3)	
24	2					3 (1)										1												6 (1)	
25	2 (2)					3 (3)										1 (1)												6 (6)	
26	1 (1)	1				3 (2)										2 (2)												7 (5)	
27	2 (1)					3										1 (1)												6 (2)	
28	2 (1)					3 (1)										1 (1)												6 (3)	
29	2 (2)					3 (3)										1 (1)												6 (6)	
30	2					3 (1)										1 (1)												6 (2)	
R元	2 (1)					3 (1)										1 (1)												6 (3)	
2																												0	
3																												0	
4	1	1				1																						3	
5	2					1 (1)																						3 (1)	
6	1 (1)	1 (1)				1 (1)																						3 (3)	
7	1 (1)			1																								2 (1)	
計	2 (1)	36 (23)	4 (1)	63 (22)	7	99 (40)	4 (2)	7 (2)	1	1	5	1	1	1	2	38 (17)	2	1	1	3	2 (1)	1	2	12 (5)	1	1	1	478 (231)	

注) () は女性(内数)。上段外書きは再研修員。

2 富山県の外国人留学生支援事業

富山県では、外国人留学生が安心して勉学、研究に専念し、充実した意義ある留学生生活を過ごすことができるよう、また、グローバル人材の県内就職を推進できるよう、各種の支援施策を実施しています。

1 富山県国際交流奨学金・富山県国民健康保険加入助成金

(公財)とやま国際センターと協力し、医療費負担の軽減を図るため国民健康保険料の一部助成を実施しています。

区 分	受 給 又 は 助 成 条 件	助 成 金 額 等
富山県国民健康保険加入助成金	富山県内の大学等の正規の課程に在籍する私費留学生並びに日本語教育機関に在籍する私費留学生（日本語教育機関については、大学又は大学院への進学を予定している者に限る） ① 勉学・研究意欲があると認められる者 ② 国民健康保険に加入し、世帯主である者 ③ 民間団体等から保険料の助成を受けていない者 ④ 民間団体等から奨学金等を受給している場合は、その奨学金等の月額総額が、国費留学生(学部留学生)の受給する奨学金の月額未満の者	年額6,000円 留学生が支払った国民健康保険料の1/3相当額

※受給者実績の推移は次ページに掲載。

◆ 富山県国民健康保険加入助成金 受給者実績の推移

年 度	国民健康保険加入助成金
平成元年度	35 人
2 年度	58 人
3 年度	95 人
4 年度	125 人
5 年度	146 人
6 年度	183 人
7 年度	199 人
8 年度	201 人
9 年度	189 人
10 年度	173 人
11 年度	160 人
12 年度	187 人
13 年度	226 人
14 年度	244 人
15 年度	383 人
16 年度	363 人
17 年度	356 人
18 年度	290 人
19 年度	305 人
20 年度	306 人
21 年度	290 人
22 年度	290 人
23 年度	271 人
24 年度	268 人
25 年度	288 人
26 年度	296 人
27 年度	315 人
28 年度	332 人
29 年度	410 人
30 年度	396 人
31 年度	336 人
令和 2 年度	268 人
3 年度	186 人
4 年度	235 人
5 年度	231 人
6 年度	226 人

2 アセアン地域等からの外国人留学生受入・定着促進事業

アセアン地域等からの外国人留学生の受入れ拡大と県内への定着促進を図るため、県内企業と合同で留学生の就学から就職までを一体的に支援するアセアン留学生等受入事業を実施しています。

第1期アセアン留学生受入状況

企業名	東亜薬品(株)	朝日印刷(株)	中越興業(株)	日医工(株)	黒田化学(株)
出身	インドネシア (ジャカルタ)	インドネシア (スラバヤ)	インドネシア (スマラン)	タイ (バンコク)	ベトナム (ハノイ)
受入大学院 (H28.4~H30.3)	富山大学大学院	富山大学大学院	富山県立大学大学院	富山大学大学院	富山大学大学院

第2期アセアン及びインド留学生受入状況

企業名	(株)小矢部精機	川端鐵工(株)	ダイト(株)	ファーマパック(株)
出身	タイ (バンコク)	フィリピン (マニラ)	インド (AP州)	フィリピン (セブ)
受入大学院 (H30.4~R2.3)	富山大学大学院	富山大学大学院	富山大学大学院	富山大学大学院

第3期アセアン留学生受入状況

企業名	大高建設(株)	(株)新日本コンサル タラント	タカノギケン(株)	日東メディック(株)	北陸情報システム サービス(株)
出身	ミャンマー (マンダレー)	インドネシア (スラバヤ)	タイ (プラー)	ベトナム (ハノイ)	ベトナム (ハノイ)
受入大学院 (H31.4~R3.3)	富山県立大学大学院	富山県立大学大学院	富山大学大学院	富山大学大学院	富山大学大学院

第4期アセアン留学生受入状況

企業名	川端鐵工(株)	朝日印刷(株)	北陸電気工事(株)	(有)吉岡板金工業所
出身	ミャンマー (マンダレー)	マレーシア (ペラ)	インドネシア (ジャカルタ)	ベトナム (ビンフック)
受入大学院 (R2.4~R4.3)	富山県立大学大学院	富山大学大学院	富山県立大学大学院	富山大学大学院

第5期アセアン留学生受入状況

企業名	Nix Japan (株)	北陸電気工事(株)
出身	インドネシア (ランブン)	インドネシア (ランブン)
受入大学院 (R6.4~R8.3)	富山県立大学大学院	富山大学大学院

第6期アセアン留学生受入状況

企業名	朝日印刷(株)	黒田化学(株)
出身	マレーシア (マラッカ)	ベトナム (ハノイ)
受入大学院 (R7.4~R9.3)	富山大学大学院	富山県立大学大学院

3 県内各高等教育機関独自の奨学金

(令和7年5月1日現在)

機関名	奨学金等名称	支給額
富山大学	富山大学五福キャンパス国際交流事業基金外国人留学生への奨学事業	50,000円
	富山大学五福キャンパス国際交流事業基金大学院外国人留学生奨学援助事業	修士課程：20,000円 博士課程：30,000円
	富山大学杉谷（医薬系）キャンパス国際交流基金外国人留学生奨学援助事業	修士課程：21,000円 博士課程：30,000円
	富山大学経済学部国際交流推進事業資金（外国人留学生への奨学事業）	20,000円
	富山大学経済学部国際交流推進事業資金（協定校等との交流に関する支援事業）	20,000円～40,000円
富山県立大学	富山県立大学外国人留学生住居費補助金	住居費月額のうち留学生負担額の2分の1で、千円未満の端数を切り捨てた額。補助上限額は10,000円。
	遼寧省招聘留学生奨学金	170,000円
	富山県立大学外国人留学生奨学金	修士：月額20,000円 博士：月額30,000円
富山国際大学	富山国際大学外国人留学生にかかる奨学制度	20,000円
富山高等専門学校	富山高等専門学校私費留学生奨学金	40,000円

◆ 問い合わせ先

富山県地方創生局多文化共生推進室 国際課

TEL：(076)444-3156 FAX：(076)444-9612

(公財)とやま国際センター

〒930-0856 富山市牛島新町5番5号 インテックビル4階

TEL：(076)444-2500 FAX：(076)444-2600

(1) 富山県県費留学生

海外に移住している富山県出身者の子弟や友好提携先の青年を県内の大学、短大等に留学(1～2年間)させ、相手国の発展と相互理解の促進に寄与しようとするもので、令和6年度までに175名を受け入れています。

< 県費留学生の受入状況 >

年度	国名				富山大				富山県立大			富山国際大	富山短大	富山工専	計
	南米	中国	ロシア	インド	富山大	旧医科薬科大	旧高岡短大	富山県立大	旧県立技術短大						
昭和39年度～平成4年度	40	1	1		27 (22)	19 (15)	7 (6)	1 (1)	12 (9)	2 (2)	10 (7)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	42 (34)
5	2	1	1		2 (2)		2 (2)					2			4 (2)
6	2	2	1		2	2			3	3					5
7	2	3	2		2 (1)	2 (1)			3 (1)	3 (1)		2			7 (2)
8	2	2	2		3 (2)	2 (1)	1 (1)		2 (1)	2 (1)		1 (1)			6 (4)
9	2	3	2		3 (2)	2 (1)	1 (1)		2 (1)	2 (1)		2 (2)			7 (5)
10		2	2		1 (1)	1 (1)			2	2		1			4 (1)
11	1	3	1		1	1			2 (1)	2 (1)		1 (1)	1 (1)		5 (3)
12	1	2	2		1 (1)	1 (1)			2	2		1 (1)	1 (1)		5 (3)
13		3	2		2 (1)	2 (1)			2 (2)	2 (2)		1 (1)			5 (4)
14	2	3	2		3 (3)	3 (3)			2	2		2 (2)			7 (5)
15	1	3	1		3 (1)	3 (1)			2 (1)	2 (1)					5 (2)
16	1	3	1		3 (2)	3 (2)			2 (2)	2 (2)					5 (4)
17	1	2	1		3 (3)	3 (3)			1 (1)	1 (1)					4 (4)
18	1	1	1		2 (2)	2 (2)			1	1					3 (2)
19	1	2	1		1	1			1 (1)	1 (1)		2 (2)			4 (3)
20	1	2	1		1		1		1 (1)	1 (1)		2 (2)			4 (3)
21	1	2	1		3 (2)	2 (1)		1 (1)	1	1					4 (2)
22	0	2	1		2 (2)	2 (2)			1	1					3 (2)
23	1	2	1		2 (1)	2 (1)			1	1		1			4 (1)
24	1	2	1		3	3			1	1					4
25	1	2	1		3 (2)	3 (2)			1	1					4 (2)
26	1	2	1		3 (3)	3 (3)									3 (3)
27	1	2	1		2 (1)	1 (1)	1		1	1		1 (1)			4 (2)
28	1	2	1		3 (2)	3 (2)			1 (1)	1 (1)					4 (3)
29	1	2	1		3 (3)	3 (3)			1 (1)	1 (1)					4 (4)
30	1	2	1	1	4 (4)	3 (3)	1 (1)		1 (1)	1 (1)					5 (5)
令和元	1	2	1		3 (2)	3 (2)			1	1					4 (2)
2	1	1	1		3 (3)	3 (3)									3 (3)
3															
4	1			1	1	1			1	1					2
5	1				1	1									1
6	1	1			2 (1)	2 (1)									2 (1)
計	74	62	36	2	98 (69)	82 (56)	14 (11)	2 (2)	51 (24)	41 (17)	10 (7)	20 (14)	3 (3)	1 (1)	173 (111)

注) () 内は、女性の内数

(2) 県内大学等留学生受入状況

(令和7年5月1日現在)

出身国(地域)・大学等別外国人留学生数

単位:人

区 分		富山大学	富山県立大学	高岡法科大学	富山国際大学	富山福祉短期大学	富山高等専門学校	富山国際学院	富山情報ビジネス専門学校	合 計
ア ジ ア (50音順)	インド	7	1							8
	インドネシア	21	3				2		1	27
	韓国	13			3					16
	カンボジア									
	キルギス共和国									
	シリア									
	シンガポール									
	スリランカ	1						3		4
	タイ	2					11			13
	台湾	5								5
	中国	193	5		8			4		210
	ネパール							32	55	87
	パキスタン	16							2	18
	バングラデシュ	4	5							9
	フィリピン	2								2
	ベトナム	27	1		1				2	31
	マレーシア	23	2				1			26
	ミャンマー	3	1			1		9	16	30
	モンゴル	6				1				7
ラオス	1								1	
アフリカ (50音順)	アルジェリア									
	ウガンダ									
	エジプト	6								6
	ガボン		1							1
	カメルーン	3								3
	ケニア	1								1
	ナイジェリア	1								1
	ベナン		1							1
リビア	1								1	
オセアニア (50音順)	バブアニューギニア	1								1
	フィジー	1								1
ヨーロッパ (50音順)	イギリス									
	オランダ	8								8
	スイス	1								1
	セルビア	1								1
	チェコ	2								2
	デンマーク									
	トルコ	1								1
	ノルウェー	2								2
	ハンガリー	1								1
	フィンランド	1								1
	フランス	1			2					3
	ベルギー									
	ポーランド									
ロシア	2								2	
北米	アメリカ	1								1
中南米 (50音順)	ブラジル	3								3
	メキシコ						1			1
合計		362	20		14	2	15	48	76	537
うちアセアン地域計		79	7		1	1	14	9	19	111

(各年5月1日現在)

出身国(地域)・年度別外国人留学生数(※本表は日本語学校在籍者は含まない)

単位:人

出身国	年度	年度																							
		H15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
アジア (50音順)	インド		1	1		1	1	1	2	3	3	2			3	1	3	5	6	7	5	6	5	8	
	インドネシア	10	7	7	6	9	7	4	4	4	9	10	9	10	10	11	9	11	13	9	8	11	23	26	
	韓国	20	20	21	20	19	20	18	19	15	20	20	17	11	14	22	27	21	10	5	5	8	11	16	
	カンボジア												2	1	2	1	1				1	1	1		
	キルギス共和国												1										1		
	シンガポール																		1	1	1	1	1	1	
	スリランカ	5	5	5	3								1	1	5	5	4	1	2	1	1		1	1	1
	タイ	14	12	8	4	7	4	5	2	2	2	3	3	7	12	5	4	6	8	5	7	10	15	13	
	台湾	5	3	3	3	1	1				2	3	2	5	5	6	3	6	5	1		1	5	6	5
	中国	276	298	321	307	331	360	372	377	366	356	348	334	293	270	264	270	268	252	232	194	185	194	206	
	ネパール	3	3	3	3	2	3	2	2	2	1	3	2	3	3	7	8	6	5	2	1				
	パキスタン	1	2	2	2	3	3	1	1	2	3	5	6	4	4	2	2	4	7	7	9	12	10	16	
	パプアニューギニア	6	6	7	9	10	4	1	2	2	5	5	8	13	14	14	11	7	6	6	6	9	10	9	
	フィリピン	1	1	1		1	1		1	1	1	1				4	4	2	2				1	1	2
	ブータン	1	1	1																					
	ベトナム	8	6	7	7	9	10	12	15	19	23	21	16	13	15	32	34	40	42	38	30	28	25	29	
	マレーシア	37	37	42	46	46	51	49	47	54	54	56	54	49	46	44	36	31	25	22	21	21	22	26	
ミャンマー	1		1	1	1	1		2			1		1	2	1	2	11	25	31	24	11	4	5		
モンゴル	2	1	1	2	2	2	4	6	5	7	9	8	8	9	14	20	20	10	4	3	4	5	7		
ラオス	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	2	1			2	2	3	2	1		1	1	1		
中近東 (50音順)	イスラエル				1																				
	イラン	1			1	3	3	2	1	1									2	2	2	2			
	サウジアラビア	1																							
	シリア												1	1	1										
アフリカ (50音順)	トルコ	1	1	1															1					1	
	アルジェリア														1	1	1	1	1			1	1	1	
	ウガンダ						1	1	1																
	エジプト	3	5	5	6	5	3	4	5	5	4	3	3	5	4	8	9	11	9	6	3	3	6	6	
	ガナ										1			2											
	ガンボ																					1	1	1	
	カメルーン					1	2	2			1	3	3	2							1	1	1	3	
	ケニア	1	1		1	1	1															1	1	1	
	コンゴ共和国	2	2	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	1											
	スーダン			2																					
	セネガル					1	1	1	1																
	ナイジェリア	1																					1	1	1
	ブルキナファソ															2	1	1	1	1			1	1	1
ベナン																					1	1	1	1	
マダガスカル																			1						
南アフリカ																									
モザンビーク				1	1	1																			
モロッコ								1																	
リビア								1																1	
北米 (50音順)	アメリカ	1	1	1				2			1		1		2	2		1				2		1	
	カナダ																1								
中南米 (50音順)	アルゼンチン													1											
	チリ																	1							
	パナマ																								
	パラグアイ									1	1														
	ブラジル	5	3	3	2	3	3	3	2	2	2	3	3	2	2	2	1	1	5	1	4	5	6	3	
	ペルー				1									1											
オセアニア (50音順)	ポリネシア	1	1	1	1																				
	ホンジュラス												1												
ヨーロッパ (50音順)	メキシコ			2																		1	1	1	
	オーストラリア				1								1												
	フィジー																							1	
	パプアニューギニア																				1	1	1	1	
	パラオ			1	1	1																			
	アイルランド																								
	アルバニア								1	1	1	1	1	2	2	4	2	1							
	イギリス														1				1	1	1	1			
	イタリア						1								1									1	
	ウクライナ		1														1	2							
	ウズベキスタン			1		1																			
	オランダ																	1					9	10	8
	ギリシア																								
	グルジア				1																				
	クロアチア																								1
	スイス															1									1
	スウェーデン												1												
	スペイン												1	1	1										
	スロバキア																								1
	セルビア																								1
	チェコ								1	1		3	1	1	1		1	1	1						2
	デンマーク																1								
	ドイツ									1								1	1	1					
ノルウェー																								2	
ハンガリー					1																			1	
フィンランド	1			4	1	2	1					1			1	2		2				1</			

3 外国教育施設日本語指導教員派遣事業

Regional and Educational Exchanges for Mutual Understanding

富山県では、公立の中学・高校の教員を外国の中等教育施設へ派遣し、日本語教育や教育・文化交流活動を通して、我が国の学校教育の国際化及び地域レベルの国際交流を促進しています。

本事業は、平成25年度までは地方公共団体が、文部科学省及び総務省の協力を得て行うREXプログラムにより実施していましたが、平成26年度からは、県単独事業となりました。

さらに、平成27年7月28日に独立行政法人国際協力機構（JICA）と富山県の間で、日本語指導教員派遣を行うための合意書を交換、締結されたことにより、平成28年度からはJICAの「日系社会青年海外協力隊事業」（現職教員特別参加制度）により、ブラジルへの教員派遣を行うこととなりました。（令和元年度まで事業を実施）

(1) 事業の目的

- ・海外において日本語、日本文化の普及を果たすこと。
- ・我が国の学校教育の国際化を促進すること。
- ・地域における国際交流を促進すること。

(2) 派遣事業の内容

- ・地方公共団体は、姉妹都市交流等地域レベルの国際交流事業の一環として、中・高等学校の教員を外国の中等教育施設に派遣します。
- ・派遣教員は、派遣先で日本語教育に従事し、地域レベルの国際交流活動を行います。
- ・帰国した派遣教員は、地方公共団体が実施する地域レベルの国際交流活動に協力します。

(3) 派遣期間 毎年4月から2年間（日本語教授法等の事前研修を含む。）

(4) 派遣先 本事業は姉妹都市提携等による交流を基礎として、原則、提携先の学校に派遣されます。

(5) 派遣実績

本県からは、友好提携先である中国・遼寧省及びアメリカ・オレゴン州、県出身移住者の子弟の多いブラジル・サンパウロ州第三アリアンサ地区に日本語教師を30名以上派遣しました。

4 在外教育施設派遣事業

海外で生活する小・中学生年齢層の子女教育の充実を図ることを目的として、海外の日本人学校に原則2年間、教師を派遣しています。
(所管：文部科学省)

※ 在外教育施設への教員派遣状況

年度 派遣先	40 ～ 50		51 ～ 61		62 ～ 70		元		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	合計	
	アジア	1	4	2		3	2		1	2	1	1	1	1	4	3	4	4	9	10	10	8	10	10	3	4	6	7	7	8	7	8	5	6	5	6	5	6	5	5	6	7	6	202 (15)	
ヨーロッパ	2	1	1		1	2	1	1	2	1		1	3	3	2	2	4	4	3	5	5	4	3	1	2	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	79
アメリカ		2	4	1	1	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	3	4	4	3	4	4	3	5	5	5	3	2	2	2	2	1	1							1	1			1	77 (21)	
アフリカ																									1	2	1	1															8		
オセアニア					1				1									1	1	1		1	1																				7		
合計	3	7	7	1	6	5	4	5	6	3	2	3	8	7	9	10	18	18	18	17	19	20	12	12	12	12	12	11	11	10	11	9	9	8	8	8	8	8	6	6	7	9	8	373 (36)	

注) ブラジル・アリアンサ村、アメリカ・オレゴン州、中国・遼寧省への日本語教師派遣を含む
() は県立学校教員で外教

資料：富山県教育委員会教職員課

V 国際関係機関

1 公益財団法人とやま国際センター（T I C）

Toyama International Center Foundation

公益財団法人とやま国際センターは、県民総参加の国際交流を展開し、富山県の国際化を推進することを目的として、県内の行政機関、大学、経済界、各交流団体ならびに県民各層の方々为一体となり協力して設立された「民間レベルの国際交流」のための団体です。

同センターは、富山駅北地区インテックビル(タワー111) 4階にあり、県民の皆様に海外の各種の情報を提供するとともに、海外から訪れた外国人には、富山県の情報や滞在の便益を提供しています。また、異文化とのふれ合いや相互交流、相互理解を深めるための事業のほか、さまざまな国際交流・協力、多文化共生事業を展開しています。

平成2年1月、富山県における中核的民間国際交流組織として自治大臣の認定を受け、行政機関と民間団体や県民の橋渡し役として活動してきたところですが、平成6年4月、富山県海外協会と統合し、青年海外協力隊の国際協力関係業務や旅券関係業務を加え、常勤の理事を置くなど組織体制が強化されました。また、平成7年3月には、特定公益増進法人の認定を受け、情報提供機能の強化や新たな事業を展開するため、一層の財政基盤の充実に取り組んでいます。

平成15年2月には、日本海学の研究推進と普及を図るため「日本海学推進機構」を設立したほか、同年4月には、日本への留学を志す外国青年に対し大学の進学に必要な日本語教育を行う「TIC日本語学校」を開校しました（平成18年3月閉校）。また、平成16年4月には、中国との経済、文化等の交流活動支援のため、中国大連市内に「富山県大連事務所」を開設するとともに、環日本海についての理解を深め交流を推進する場として、富山市内に「環日本海交流会館」を運営していました（令和4年度で運営終了）。

平成23年4月には、平成20年12月にスタートした新公益法人制度に対応するため、公益財団法人に移行しました。

< 令和6年度 主な事業 >

1 国際交流事業

- ① 草の根国際交流等の活動に対する助成
- ② とやま国際草の根交流賞
- ③ 国際交流フェスティバル
- ④ 国際交流団体等ネットワーク化推進

2 国際協力事業

- ① とやま研修員等の受入事業
- ② 外国人留学生への支援
 - ・ 県費留学生の受入
 - ・ 私費留学生への支援
 - ・ アセアン留学生の受入
- ③ NOWPAP（北西太平洋地域海行動計画）支援協力事業
- ④ 青年海外協力隊事業への支援
- ⑤ 海外移住者及び関連団体への支援

3 多文化共生事業

- ① 多文化共生フォーラム開催事業
- ② 富山県外国人ワンストップ相談センターの運営
- ③ 地域日本語教育事業
- ④ 外国語の絵本よみきかせ親子の会
- ⑤ 災害時の外国人支援のための防災訓練事業
- ⑥ オンライン多文化理解連続講座
- ⑦ こどものためのグローバル教育セミナー

4 国際理解・研修事業

- ① 語学講座の開催（英語、中国語、韓国語、ベトナム語）
- ② 国際理解出前講座
- ③ 国際交流サロン
- ④ とやま国際塾
- ⑤ 一日留学体験講座
- ⑥ 国際交流ひろば
- ⑦ 英語読書会
- ⑧ 国際理解のための教材、国旗及び民族衣装の貸出し

5 情報サービス事業

- ① 情報発信事業
・機関紙「T I C NEWS」
- ② 国際交流人材バンク

6 富山県大連事務所運営事業

- ① 経済交流の推進
- ② 各種交流事業への支援
- ③ 富山ファン倶楽部の活動

7 日本海学推進事業

- ① 日本海学講座
- ② 日本海学シンポジウム
- ③ 大学講座等推進事業
- ④ 日本海学研究グループ支援事業
- ⑤ 環日本海学術ネットワーク特定テーマ研究支援事業
- ⑥ 富山湾の魅力体験親子教室

8 旅券関係事業

旅券発給申請の受理及び交付事務の補助業務等

富山市：マリエとやま7階「富山県旅券センター」 TEL：(076)445-4581

高岡市：御旅屋セリオ7階「富山県旅券センター高岡支所」 TEL：(0766)27-1855
(高岡旅券センター)

- ◆ 問い合わせ先 公益財団法人とやま国際センター
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 インテックビル 4F
TEL (076)444-2500 FAX (076)444-2600
ホームページ：<http://www.tic-toyama.or.jp/>
e-mail: tic@tic-toyama.or.jp

◎ 日本海学推進機構

1 趣 旨

日本海とその周辺及び関連地域全体を、生命の源である海を共有する一つのまとまりとしてとらえ、海との関わりを軸にその自然・文化・歴史・経済などを総合的に研究し、新たな領域を創造するとともに、地域間の交流を促進し生命の輝きが増す未来を構想する取り組みである日本海学を推進します。

2 機 能

- ・ 研究プロジェクトの企画立案
- ・ 研究成果の蓄積及びデータベースの構築
- ・ 関係機関との連携の推進
- ・ 日本海学普及に関する事業の企画立案 など

3 組織の概要

設 置 者	公益財団法人とやま国際センター
事 務 局	富山県多文化共生推進室内
設 立 年 月 日	平成 15 年 2 月 10 日
運 営 委 員	推進機構の運営について審議します。(10 名)
専 門 委 員	研究の方向性についてそれぞれの専門分野から指導助言を行います。 (10 名)
アドバイザー	日本海学の推進に関する情報提供・助言を行います。

◆ 問い合わせ先

日本海学推進機構

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 - 7 (富山県多文化共生推進室内)

TEL 076 - 444 - 3156 FAX 076 - 444 - 9612

URL <http://www.nihonkaigaku.org/>

日本海学の推進

1 日本海学の概要

日本海学は、日本海とその周辺及び関連地域全体を、生命の源である海を共有する一つのまとまりとしてとらえ、海との関わりを軸にその自然・文化・歴史・経済などを総合的に研究し、新たな領域を創造するとともに、地域間の交流を促進し生命の輝きが増す未来を構想する取り組みです。

2 推進体制

日本海学を国内外に普及・推進していくため、平成 15 年 2 月 10 日に公益財団法人とやま国際センター（当時は財団法人とやま国際センター）内に、日本海学推進機構を設立しました。

同機構の運営委員には、武田佐知子大阪大学名誉教授や秋道智彌山梨県立富士山世界遺産センター所長など斯界の一流の研究者に就任いただき、また、専門委員には、沖大幹東京大学大学院工学系研究科教授や西村幸夫國學院大學観光まちづくり学部長・教授などに就任いただいています。

3 令和 6 年度事業実績

(1) 日本海学シンポジウムの開催

開催日	場 所	内 容 (講師敬称略・役職は開催時)
令和 7 年 1 月 26 日(日)	富山市 北日本新聞 ホール	【テーマ】「能登半島地震を考える一心のケアと文化財の保存―」 【基調講演】「民俗文化財は災害から人を救えるか～地域博物館とまちづくりの観点から～」 石垣 悟 (國學院大學観光まちづくり学部准教授) 【パネルディスカッション】 「能登半島地震を考える一心のケアと文化財の保存―」 コーディネーター 秋道 智彌 (日本海学推進機構会長) パネリスト 石垣 悟 (國學院大學観光まちづくり学部准教授) 村上 綾子 (特定非営利活動法人富山県防災士会理事) 安嶋 是晴 (富山大学学術研究部芸術文化学系准教授)

(2) 日本海学講座の開催

講 座 名	講 師 (敬称略)	開 催 日 ・ 会 場
八尾比丘尼伝説を考える	元富山市埋蔵文化財センター所長 藤田 富士夫 氏	令和 6 年 10 月 5 日(土) 14:00～15:30 県民会館 701 号室
食から考える富山県の特徴	富山短期大学 食物栄養学科講師 中根 一恵 氏	令和 6 年 11 月 16 日(土) 10:00～11:30 県民会館 701 号室
日本海交易の昔と今	公益財団法人 富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター長 鎌田 慶昭 氏	令和 6 年 12 月 7 日(土) 10:00～11:30 県民会館 701 号室
変化する気候の中での 日本海と富山湾	富山大学都市デザイン学部 地球システム科学科教授 田口 文明 氏	令和 6 年 12 月 14 日(土) 14:00～15:30 高岡市生涯学習センター503 研修室

(3) 富山湾の魅力体験親子教室の開催

富山高等専門学校の練習船「若潮丸」に乗船し、富山湾の自然や生態系について親子で学ぶ体験教室を開講しました。

- ・対象 小・中学生の親子
- ・日時 令和 6 年 7 月 27 日 (土)

(4) 大学講座推進事業

日本海学の認知度を高め、より一層普及を図っていくため、県内の大学において日本海学講座を開設しました。

大学名	科目名・テーマ	講師	開催時期
① 富山大学 (大学の正規授業)	総合科目特殊講義 「日本海学」	富山大学教員 富山高等専門学校教員 県外大学教員	後期
② 富山県立大学 (大学の正規授業)	「富山と日本海」	県内研究者	前期
③ 富山国際大学 (大学の正規授業)	「環境デザイン特別講義」	県内研究者	後期

(5) 出版物

日本海学の普及活動の一環として、平成13年から29冊の「日本海学叢書」を刊行してきました。令和6年度は、富山大学学術研究部人文科学系教授、鈴木景二氏に依頼し「高志と出雲再考」というタイトルのもと、高志すなわち北陸地方と出雲つまり山陰地方との交流を題材に制作、刊行しました。

(6) 環日本海学術ネットワーク特定テーマ研究支援事業

富山大学研究推進機構サステナビリティ国際研究センターが行う「北東アジア沿岸生態系の保全と持続可能な資源利用」をテーマとする調査研究活動に助成し、その成果を広く県民に紹介しました。「沿岸地域における人の暮らしと生態系：里海の保全と持続可能性」と題したシンポジウムを開催しました。

(7) 日本海学研究グループ支援事業

日本海学の研究・普及活動の裾野を広げるため、地域に根ざした研究を行おうとする個人・グループに対し、研究活動や論文の作成等に要する経費に対し助成しました。

4 令和7年度事業計画

(1) 日本海学シンポジウム

日本海学の中心的な事業として、日本海学に関する重要なテーマをとりあげ、シンポジウムを開催します。

(2) 日本海学講座

県民が日本海及び環日本海地域に関する事象について理解を深めるための講座を日本海学推進の基礎的事業として開催します。

(3) 大学講座推進事業

大学名	科目名・テーマ	講師	開催時期
① 富山大学 (大学の正規授業)	総合科目特殊講義 「日本海学」	県環境科学センター研究員 県外大学教員	後期
② 富山県立大学 (大学の正規授業)	「富山と日本海」 「環境論Ⅰ」	県内研究者 富山大学教員	前期・後期
③ 富山国際大学 (大学の正規授業)	「環境デザイン特別講義」	県内研究者	後期

(4) 出版物

日本海学の研究調査活動は、大学や研究機関との連携から草の根の研究グループまで幅広い広がりを見せてきています。この中から優れた内容のものを精選して、日本海学研究叢書として出版します。

(5) 日本海学研究グループ支援事業

日本海学の研究・普及活動の裾野を広げるため、地域に根ざした研究を行う個人・グループに対し、研究活動や論文の作成、講演会等に要する経費を助成します。



環日本海・東アジア諸国図(通称:「逆さ地図」)

◎ 富山県大連事務所

1 趣旨

中国における県の活動拠点として、中国遼寧省の大連市に事務所を開設し、県民、企業、大学等が実施する経済、学術・文化・スポーツなどの各種交流活動を支援しています。

2 概要

- (1) 名称 富山県大連事務所
- (2) 機能 経済交流（企業への支援、企業誘致、観光客誘致）のほか、学術文化交流、環境協力、留学生支援など多様な機能
- (3) 職員 3名（日本人1名、中国人2名）
- (4) 開設時期 平成16年4月（開所式5月21日）

【令和6年度実績】

単位（件）

相談形態											
電話		来所	出張（訪問）			E-mail		オンライン (Zoom、WeChat)			合計
6		69	251			174		345			845
相談区分											
観光		経済			教育	文化	環境	ファン クラブ	留学	その 他	合計
イン パウ ンド	アウ トバ ウ ンド	日本 県内企 業団体	日本 県外企 業団体	中国 企業 団体							
6	0	208	216	300	4	43	0	37	0	31	845

3 事業内容

- (1) 経済交流の推進
- ① 県内企業への支援
 - ・中国全土を対象に企業立地環境、消費市場等について情報収集・提供
 - ・中国国内の専門家（会計、法務等）による専門相談、販路拡大支援
 - ② 中国からの企業誘致
 - ③ 観光客の誘致（観光PR活動の実施）
- (2) 学術文化交流等の各種交流事業への支援
- ・学術研究交流、文化交流、環境協力、留学生受入などの各種交流事業の支援
- (3) 「富山ファン倶楽部」への活動支援
- ・研修や留学などで富山県に滞在経験等のある中国人により構成する「富山ファン倶楽部」の事務局運営などの活動支援
- (4) その他
- ・企業や大学等が自由に利用できる事務スペースの設置

◆ 問い合わせ先

富山県大連事務所

〒116011 中国遼寧省大連市西崗区中山路147号 申貿大厦7F

TEL +86 - 411 - 8368 - 7879 FAX +86 - 411 - 8368 - 2919

E-mail: dalian@toyama.com.cn URL <http://www.tic-toyama.or.jp/dalian/>

◎ 富山ファン倶楽部

1 趣旨

研修や留学などで富山県に滞在経験等のある中国人の人的ネットワークを構築し、会員相互の親睦を図るとともに、富山県と中国との各分野における交流活動に協力することにより、富山県と中国との相互発展を図ることを目的に設立されました。

2 概要

- (1) 名称 富山ファン倶楽部
- (2) 事務局 富山県大連事務所
- (3) 設立日 平成 16 年 5 月 18 日
- (4) 代表世話人 陳 鉄城 (ちん てつじょう)
- (5) 会員数 427 名 (令和 7 年 3 月 19 日現在)
遼寧省 367 名 (瀋陽市 203 名、大連市 135 名、省内各市 29 名)、
上海市 24 名、その他 36 名

3 活動内容

- (1) 総会・交流会の開催
- (2) 会員への富山県情報の提供、富山県関連行事の開催の案内
- (3) 会員間の交流の促進、会員の富山県企業等への紹介
- (4) 会員名簿の作成、更新、新規会員の加入促進

◆ 問い合わせ先

富山ファン倶楽部事務局 (富山県大連事務所)

〒116011 中国遼寧省大連市西崗区中山路 147 号 申貿大厦 7 F

TEL +86 - 411 - 8368 - 7879 FAX +86 - 411 - 8368 - 2919

E-mail dalian@toyama.com.cn

◎ 国際交流人材バンク

公益財団法人とやま国際センターでは、県民各層の幅広い参加による国際交流活動を促進することを目的に、国際交流のための人材の募集及び登録並びに紹介を行う国際交流人材バンクを設けています。

登録・紹介する人材の分野

(1) 通訳者

県、市町村及び国際交流団体等が実施する行事において、通訳に関して協力することができる人材

(2) 翻訳者

県、市町村及び国際交流団体等が行う文書の翻訳に関して協力することができる人材

(3) ホストファミリー

県、市町村及び国際交流団体等が実施する行事等において、次に規定する方法により外国人の受け入れに協力することができる家庭

①ホームステイ 外国人を家庭に宿泊させ、交流を深める

②ホームビジット 外国人を日帰りで家庭に招待し、交流を深める

(4) 日本語指導者

外国人に対して日本語を指導することができる人材

(5) 海外事情紹介者

県、市町村及び国際交流団体等が実施する行事等において、次のような海外での事例を紹介することができる人材

①外国の文化・習慣等を紹介することができる人材

外国人留学生や海外長期滞在経験者など

②国際協力活動等を紹介することができる人材

国際協力機構等が主催する各種ボランティア事業経験者など

(6) 災害時外国人支援ボランティア

大規模災害時に、センターの要請に基づきボランティアとして通訳・翻訳を通じた情報収集・提供等の活動を行う。

◆ 問い合わせ先

公益財団法人とやま国際センター

〒930-0856 富山市牛島新町5-5 インテックビル（タワー111）4F

TEL 076 - 444 - 2500 FAX 076 - 444 - 2600

URL <https://www.tic-toyama.or.jp/about/bank.html>

2 公益財団法人富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター

Toyama New Industry Organization Asia Business Promotion Center

環日本海地域との経済交流が活発化するなかで、より幅広いニーズに対応できるよう、平成 5 年 10 月に設置した「環日本海貿易交流センター事業」の事務局の組織の見直しを行い、平成 16 年 10 月に、(財)富山県新世紀産業機構の一部門として「環日本海経済交流センター」が発足しました。平成 30 年 4 月には、今後ますます高まるアジア地域との経済交流をサポートすべく、「アジア経済交流センター」に改称しました。(独法)日本貿易振興機構(JETRO)、北陸環日本海経済交流促進協議会(北陸AJEC)、(独法)国際協力機構北陸センター(JICA 北陸)等と連携しながら、アジア地域を中心とした世界各地との経済交流を推進しています。

— 事業概要 —

1 アジア経済交流の推進

アジア地域における貿易・投資等の経済活動を促進するため、アジア地域の情報を収集し、刊行物やインターネット等を通じて提供します。

2 富山県海外販路開拓サポートデスク

海外経験の少ない県内企業の海外販路開拓を総合的に支援するため、アジア地域の貿易等に関する専門知識や実務経験が豊富な専門家を配置し、企業からの貿易や海外進出等についてのご相談に応じ、アドバイスします(事前予約制・無料・1回約1時間程度)。

3 海外市場開拓の支援

・海外販路開拓商談会の開催

経済成長著しいアジア地域をはじめとする海外への市場開拓を進めるため、当該地域等に商流をもつ食品・工芸品分野のバイヤーを招へいた商談会を開催します。

・海外市場開拓事業の実施

市場の需要や反応を把握し市場開拓を推進するため、海外でのポップアップストアの開設やテストマーケティングを実施します。

・経済交流ミッションの派遣

海外とのビジネス交流の促進を図るため、訪問団を派遣し、現地調査、企業訪問、商談等を実施します。

・海外販路開拓マネージャーの設置

海外での県内企業の事業展開を一層促進するため、海外販路開拓マネージャーを配置し、海外展示会の出展サポートなど、海外展開を支援します。

・販路開拓挑戦応援事業(とやま中小企業チャレンジファンド事業)

県内中小企業の販路開拓を支援するため、海外で開催される展示会や見本市への出展等に対し助成します(助成率 1/3、限度額 50万円)。

◆問い合わせ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構 アジア経済交流センター

〒930-0866 富山市高田 527 富山県総合情報センター(情報ビル)2階

TEL 076-432-1321 FAX 076-432-1326

E-mail asia@tonio.or.jp URL <https://www.near21.jp>

3 北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP） Northwest Pacific Action Plan

1 NOWPAP とは

- (1) NOWPAP（北西太平洋地域海行動計画）は、国連環境計画（UNEP）が提唱する地域海行動計画（Regional Seas Programme）の一つで、日本海及び黄海の海洋・沿岸環境の有効な利用・開発・管理を目的とした取組みです。日本、韓国、中国、ロシアが参加し、1994年9月の第1回政府間会合（於ソウル）において採択されました。
- (2) 各メンバー国に、NOWPAPの事業を担当する地域活動センター（RAC：Regional Activity Centre）が指定されており、我が国では、本県が中心となって設立した（公財）環日本海環境協力センターが、人工衛星等によるモニタリング及び沿岸環境評価を担当する地域活動センター（CEARAC）に指定されています（組織図参照）。
- (3) なお、このような取組みは、北西太平洋のほか、地中海、カリブ海、黒海等、世界18地域において、沿岸国により進められています。
- (4) 2017年12月には第22回政府間会合が富山県において開催され、日本海及び黄海のさらなる環境保全の推進にむけた協議が行われました。

2 NOWPAP RCU（Regional Coordinating Unit：地域調整部）

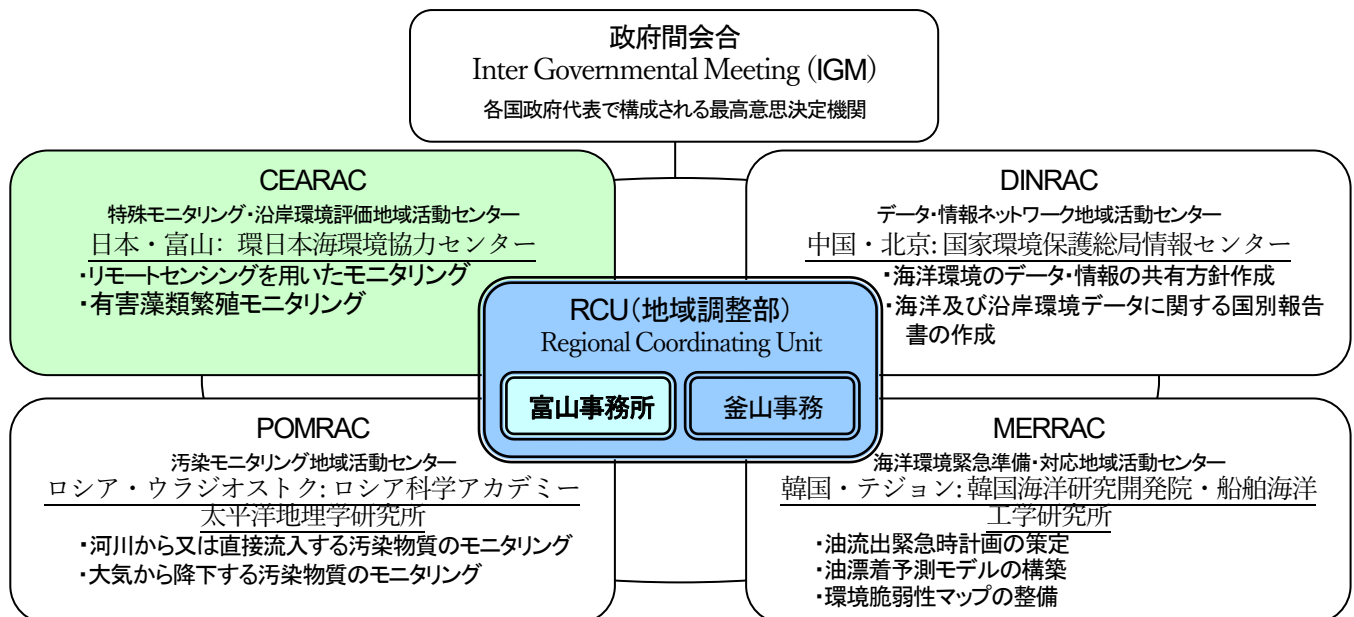
- (1) RCUは、NOWPAPの「本部事務局」として、事業の調整、各種会合の開催、財務管理、各メンバー国・RAC及び他の国際機関との連絡調整などを主な業務としています。
- (2) RCUは、UNEPにより、富山市と韓国・釜山市に共同設置され、2004年11月に開所式が行われました。富山、釜山各事務所に職員（国連職員）が配置されています。
- (3) RCU富山事務所は日本海側初の国連機関です。

3 NOWPAPの活動

NOWPAPは、各RACが主体となって、以下のような活動を行っています。

- 人工衛星を活用したリモートセンシングによる海洋環境のモニタリング
- NOWPAP地域内の海洋・沿岸環境に関するデータ・情報システムの確立
- 油流出事故のような海洋汚染の緊急事態への準備・対応
- NOWPAP地域の海洋・沿岸環境モニタリング活動の調整・協力体制の確立
- 海洋ごみ問題への対応

本県としては、UNEP、国、（公財）環日本海環境協力センター等と連携し、NOWPAPの活動及びRCUの運営を支援していくことが重要と考えています。



◆ 問い合わせ先

NOWPAP RCU 富山事務所
〒930-0856 富山市牛島新町5-5
TEL 076-444-1611 FAX 076-444-2780

ホームページ <https://www.unep.org/nowpap/ja>

4 公益財団法人環日本海環境協力センター(N P E C)

Northwest Pacific Region Environmental Cooperation Center

日本海及び黄海は、沿岸諸国にとって、漁業資源、海上交通、レクリエーションなどの恩恵をもたらす共有財産であり、これらの恵沢を次世代へ継承していくことは私たちの大きな責務です。

公益財団法人環日本海環境協力センターは、この責務を担い、国や地域などとの連携協力をもとに、沿岸地域の流域管理をも視野に入れた日本海及び黄海における海洋環境保全に寄与することを目的として、平成10年9月に設立されました。

また、国連環境計画(UNEP)の提唱により、日本、中国、韓国及びロシアにより進められている「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」の第4回政府間会合が平成11年4月に北京において開催され、公益財団法人環日本海環境協力センターは「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)」に指定されました。

【令和7年度の主な事業】

1 環境保全に関する交流推進事業

対話と交流を通し、沿岸諸国の自治体が主体的に環境保全に取り組む環境づくりを醸成していくための事業

- (1) 北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会の推進
- (2) 海洋環境保全パートナーシップの形成

2 環境保全に関する調査研究事業

日本海及び黄海の環境保全の推進のため、国内及び沿岸諸国の自治体、研究機関等と共同で調査研究を実施する事業

- (1) 漂着物の発生抑制に関する調査・啓発事業
- (2) 漂着プラごみの発生源調査事業
- (3) 観察会を通じた市民参加型生物情報収集システムの検討事業
- (4) SDGs14.1.1a 地域指標開発事業

3 環境保全に関する施策支援事業

沿岸諸国の自治体が相互に環境に関する情報の収集・提供やノウハウの共有を図るため、人材育成や人的ネットワークの構築を推進するための事業

- (1) 広報・普及啓発(ホームページ・イベント等による情報発信)
- (2) 中国遼寧省とのプラスチック製品の使用削減、リサイクル推進協力事業
- (3) 北東アジア地域生物季節調査推進事業
- (4) 北東アジア地域青少年環境サミット開催事業
- (5) 北東アジア地域環境ポスター展推進事業
- (6) 国際環境協力インターン・ボランティアプログラム

4 NOWPAP推進事業

NOWPAPの「特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター(CEARAC)」としての活動を推進するための事業

- (1) 地域活動センター(RAC)事業
(日本海等の環境影響調査、リモートセンシングを活用した特殊モニタリング手法の開発等)
- (2) 地域活動センター(RAC)の運営
- (3) NOWPAP地域調整部(RCU)への支援

◆ 問い合わせ先

公益財団法人環日本海環境協力センター

〒930-0856 富山県富山市牛島新町5-5 タワー111 6F

TEL 076-445-1571 FAX 076-445-1581

NPECホームページ <https://www.npec.or.jp>

CEARACホームページ <https://cearac.nowpap.org/ja/>

5 富山大学研究推進機構サステナビリティ国際研究センター (旧極東地域研究センター)

1 設立の経緯

1958年に富山大学経済学部内に北陸経済研究所(学部内措置)として発足し、1997年に学内共同利用施設(学内措置)として環日本海地域研究センターに発展的に改組し、2001年4月には文部科学省の省令に基づき極東地域研究センターが設置されました。極東地域研究センターは2023年4月1日に改組され、現在のサステナビリティ国際研究センターが設立されました。

2 目的

各国・地域の国境・境界・研究領域に縛られない新たな地域研究の推進を目指し、グローバルにサステナビリティ学を推進し、今日の地球が直面する喫緊の環境的・社会的課題に取り組むことを目的としています。新しく作られたロゴには、自然環境と共生した持続可能な社会が表現されています(右図参照)。

3 研究課題

地球規模での持続可能性研究の推進、環境および社会的課題への取り組み、持続可能な未来に向けた革新的なソリューションの育成に焦点を当てています。

4 研究手法と成果の公表

グローバルに学術ネットワークを形成しつつ、地域研究・地理情報システム・リモートセンシング・農業経済学・水資源管理・社会生態学・保全生物学など、多様な分野の研究者が精力的に研究を進めています。得られた研究成果は、国内外での研究会等や学会誌及びホームページ等で公表しています。また、行政や企業等の地域社会への貢献にも力を注ぎたいと考えています。

◆ 問い合わせ先

富山大学研究推進機構サステナビリティ国際研究センター

〒930-8555 富山市五福 3190 TEL(076)445-6510

FAX(076)445-6520

ホームページ <http://www3.u-toyama.ac.jp/grass/>



6 日本国際連合協会

The United Nations Association of Japan

1 設立の経緯

日本の国際連合への加盟を実現するために、昭和22年、民間団体として(財)日本国際連合協会が創設されました。

2 活動内容

「国連」に対する関心と認識を深めてもらうとともに、国際理解・国際協力の普及を図る目的で次のような事業を実施しています

- ・ 国際理解・国際協力のための全国中学生作文コンテスト
- ・ 国際理解・国際協力のための高校生主張コンクール
- ・ 国連および国際問題に関する講演会の開催

3 国際提唱運動（主なもの）

【国際デー】

2月 4日	世界がんの日	9月 27日	世界観光デー
3月 3日	世界野生動物の日	10月 2日	国際非暴力デー
3月 8日	国際女性の日	10月第1月曜	世界ハビタット・デー
3月 21日	国際人種差別撤廃デー 国際森林デー	10月 10日	世界メンタルヘルス・デー
3月 22日	世界水の日	10月 13日	国際防災の日
4月 7日	世界保健デー	10月 16日	世界食料デー
4月 23日	世界図書・著作権デー	10月 17日	貧困撲滅のための国際デー
5月 3日	世界報道自由デー	10月 24日	国連デー 世界開発情報の日
5月 15日	国際家族デー	11月 20日	世界の子どもの日
5月 22日	国際生物多様性の日	11月 21日	世界テレビ・デー
6月 4日	侵略による罪のない幼児犠牲者の国際デー	11月 25日	女性に対する暴力撤廃の国際デー
6月 5日	世界環境デー	12月 1日	世界エイズ・デー
6月 26日	国際薬物乱用・不正取引防止デー	12月 2日	奴隷制廃止国際デー
7月第1土曜	国際協同組合デー	12月 3日	国際障害者デー
7月 11日	世界人口デー	12月 5日	経済・社会開発のための国際ボランティア・デー
8月 9日	世界の先住民の国際デー	12月 10日	人権デー
9月 8日	国際識字デー	12月 20日	人間の連帯国際デー

【国際年】

1959～60年	国際難民年	2003年	国際淡水年、キルギス国家年
1961年	国際保健医療研究年	2004年	国際コメ年、奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年
1965年	国際協力年		
1967年	国際観光年	2005年	国際マイクロクレジット年、世界物理年、スポーツと体育の国際年
1968年	国際人権年		
1970年	国際教育年	2006年	砂漠と砂漠化に関する国際年
1971年	人権差別と闘う国際年	2008年	国際惑星地球年、国際衛生年、国際言語年
1974年	世界人口年	2009年	国際和解年、世界天文年、世界人権学習年
1975年	国際婦人年	2010年	国際生物多様性年、文化の和解のための国際年
1978～79年	国際反アパルトヘイト年	2010～11年	国際ユース年
1979年	国際児童年	2011年	国際森林年、アフリカ系の人々のための国際年
1981年	国際障害者年	2012年	国際協同組合年、すべての人のための持続可能エネルギーの国際年
1983年	世界コミュニケーション年		
1985年	国連年、国際青年年	2013年	国際水協力年、国際キノア年
1986年	国際平和年	2014年	国際家族農業年、パレスチナ人民連帯の国際年
1990年	国際識字年	2015年	光および光技術の国際年、国際土壌年
1992年	国際宇宙年	2016年	国際マメ年
1993年	世界の先住民の国際年	2017年	開発のための持続可能な観光の国際年
1994年	国際、スポーツ年、国際家族年	2019年	先住民言語の国際年
1995年	第二次世界大戦の犠牲を記念する世界年	2020年	国際植物防疫年
1996年	貧困撲滅のための国際年		
1999年	平和の文化国際年、国際感謝年	2021年	看護師と助産師の国際年
2000年	国際ボランティア年、国連文明間の対話年、		
2001年	人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年		
2002年	国連文化遺産年、国際エコツーリズム年	2022年	持続可能な開発のための創造的な経済の国際年
		2024年	平和と信頼の国際年
			児童労働の根絶のための国際年
			零細漁業と養殖の国際年
			国際ラクダ年

4 富山県本部の解散

昭和26年5月15日に発足した富山県本部は、平成31年3月19日に開催された臨時理事会及び総会の議決により、平成31年3月29日をもって解散しました。

◆ 問い合わせ先

富山市新総曲輪1番7号 富山県地方創生局多文化共生推進室 国際課
T E L (076) 444-3158 F A X (076) 444-9612

7 北東アジア地域自治体連合 (NEAR)

The Association of North East Asia Regional Governments

1 目的

北東アジア地域の自治体が、互恵・平等等の精神に基づき、行政・経済・文化など全ての分野において交流協力を推進し、全ての自治体間の交流協力のネットワークを形成することによって、相互理解に即した信頼関係を構築し、北東アジア地域の共同発展を目指すとともに、世界平和に寄与することを目的としています。

2 設立

1996年(平成8年)9月に韓国慶尚北道で開催された「北東アジア地域自治体会議'96」において設立されました。

3 事業内容

- (1) 総会及び実務委員会の開催(各々隔年開催)
- (2) 地域間経済・技術及び開発に関する情報の収集及び提供
- (3) 交流・協力に関する事業の支援及び推進等

4 会員自治体 6カ国(日本、中国、モンゴル、韓国、ロシア、北朝鮮) 82自治体

国名	自治体数	自治体名
日本	11	青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県
中国	14	黒龍江省、山東省、河南省、寧夏回族自治区、湖北省、湖南省、吉林省、山西省、内モンゴル自治区、陝西省、安徽省、遼寧省、甘肅省、青海省
モンゴル	22	中央県、セレンゲ県、オルホン県、ダルハン・オール県、ヘンティール県、フブスグル県、ホブド県、オブス県、スフバートル県、ウムヌゴビ県、ウブルハンガイ県、ザウハン県、ドンドゴビ県、ドルノド県、ドルノゴビ県、ゴビスンベル県、ゴビ・アルタイ県、ボンガン県、バヤンホルゴン県、バヤン・ウルギー県、アルハンガイ県、ウランバートル市
韓国	16	釜山広域市、京畿道、江原道、忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尚北道、慶尚南道、済州道、大邱広域市、光州広域市、大田広域市、仁川広域市、蔚山広域市、世宗特別自治市
ロシア	17	ブリヤート共和国、サハ共和国、沿海地方、ハバロフスク地方、アムール州、イルクーツク州、カムチャッカ州、サハリン州、チタ州、クラスノヤルスク地方、トムスク州、トゥヴァ共和国、アルタイ地方、マガダン州、ケメロヴォ州、ハカス共和国、アルタイ共和国
北朝鮮	2	咸鏡北道、羅先特別市

5 組織

総会	<ul style="list-style-type: none"> ・会員自治体の首長で構成する最高議決機関 ・議長は総会開催自治体の首長(任期:2年)
実務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・部局長級職員で構成し、実務的な事項について協議 ・委員長は議長自治体の副首長
実務者ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・課長級職員で構成し、総会、実務委員会への提出議題等に関する審査
分科委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・実務委員会の補助機関として課長級職員で構成 ・個別プロジェクトの円滑な推進を支援するため、情報交換、協議等を実施 経済人文交流(慶尚北道)、教育・文化交流(島根県)、環境(富山県)、防災(兵庫県)、海洋・漁業(山東省)、観光(河南省、寧夏回族自治区)、エネルギー・気候変動(大邱広域市)、鉱物資源開発(マガダン州)、農業(全羅南道)、スポーツ(サハ共和国)、物流(黒龍江省)、国際電子取引(河南省)、革新プラス(湖南省)、青年政策(クラスノヤルスク)、伝統医薬(陝西省)、エネルギー協力(内モンゴル自治区)、デジタル経済(遼寧省)の17分野 ※()内はコデイネット自治体
常設事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・慶尚北道に長期設置し、事務総長が事務局業務を総括・監督 ・慶尚北道浦項市(浦項テクノパーク内)に設置

6 会議の開催実績及び予定

令和6年度実績

- ・2024NEAR 会員自治体ワークショップ 令和6年5月22日～24日 韓国・慶尚北道
- ・第14回 NEAR 高位級実務委員会 令和6年9月24日～25日 中国・遼寧省
- ・2025NEAR 会員自治体ワークショップ 令和7年3月12日～14日 韓国・済州島

7 その他

- ・1998年（平成10年）10月から2年間、富山県が議長自治体を担当しました。
- ・2010年（平成22年）4月から2年間、県職員1名を日本派遣駐在官として、連合事務局（韓国・慶尚北道）へ派遣しました。
- ・2016年（平成28年）4月から2年間、県職員1名を日本派遣駐在官として、連合事務局（韓国・慶尚北道）へ派遣しました。
- ・2022年（令和4年）4月から2年間、富山県庁内で日本会員自治体の連絡調整業務を行うことになりました。

8 独立行政法人国際協力機構（JICA）

Japan International Cooperation Agency

国際協力機構は、技術協力の実施機関として、前身である国際協力事業団の設立（1974年）以来、開発途上国の社会・経済が自立的・持続的に発展できるよう、国づくりを担う人材の育成を中心に様々な協力活動を実施しています。また、2008年10月には、これまでの技術協力に加え、国際協力銀行（JBIC）の円借款事業と外務省の無償資金協力（一部を除く）を承継し、一元的・包括的に援助を行う世界有数規模の国際協力機関になりました。

新しくなった JICA は、全ての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるため、様々な課題に対して国際情勢や途上国のニーズの変化に対応した協力を多様な援助手法を組み合わせ、他援助機関との連携や、国内においては自治体、NGO、大学や市民の参加をより一層進めながら、協力を実施しています。

1. 技術協力

日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材育成や制度づくりを支援します。専門家の派遣や日本での研修などを行い、開発途上国自らの問題解決能力の向上を支援します。

2. 有償資金協力

円借款は、緩やかな融資条件（長期返済・低金利）で開発途上国が発展への取り組みを実施するための資金の貸し付けを行うもので、多額の資金を要するインフラ整備などに充てられています。また、海外投融資は、開発途上国において行われる民間事業を資金面で支えるものです。

3. 無償資金協力

所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに資金を供与し、学校・病院・井戸・道路など、社会・経済開発のために必要な施設の整備や資機材の調達を支援します。

4. 国際緊急援助

海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定の下、国際緊急援助隊を派遣します。被災者の救助、ケガや病気の診察、救援物資の供与、災害からの復旧活動を行います。

5. 民間連携

日本の民間企業による優れた技術・製品の導入や、事業への参入を海外投融資や中小企業海外展開支援などにより側面支援することで、開発途上国が抱える社会・経済上の課題解決に貢献します。

6. 市民参加協力

青年海外協力隊事業などのボランティア事業をはじめ、NGO、地方自治体、大学などの国際協力活動を支援し、さまざまな形で連携しています。また、学校教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を支援しています。

◆ 問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 北陸センター

〒920-0853 石川県金沢市本町1丁目5番2号 リファーレ4F

TEL (076)233-5931 FAX (076)233-5959

HP: <https://www.jica.go.jp/hokuriku/>

JICA 北陸 富山デスク

〒930-0856 富山市牛島新町5番5号 インテックビル4F

公益財団法人とやま国際センター内

TEL (076)464-6491 FAX (076)464-6491

JICA 海外協力隊事業【一般案件】

1 青年海外協力隊/海外協力隊（一般案件）

青年海外協力隊とは、開発途上国からの要請に基づき、開発のために必要な技術・能力を身につけた

青年男女をそれぞれの国に派遣し、2年間（一部短期派遣もあり）、異なる社会や自然環境の中で相手国の人たちと生活や協力活動を共にしながら、開発途上国の新しい国づくりに貢献する「海外ボランティア活動」です。一般案件とは、広く職種で応募する区分のことをさします。

(1) 派遣実績（令和7年11月5日現在）

発足当初は5か国40名でしたが、現在では99国と派遣取極締結をし、のべ約49,000名もの隊員が派遣され、約1,480名が世界各地で活躍中です。

（富山県派遣状況）

（令和7年11月5日現在）

年度 地域	S40 ～	50 ～	60 ～	H 元 ～	H 11 ～	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R 2 ※	3	4	5	6	7	合計	派遣 中
アジア	8	13	6	33 (3)	30 (4)	2	0	5 (1)	0	5	2 (1)	4	5	0	1	2 (2)	0	1	3 (1)	0	1	1	122 (12)	2
中南米	0	7	4	16	35 (2)	6 (2)	0	1	3 (1)	2	5	1	1	3 (1)	4	5 (1)	0	1	6 (4)	2	3	2	107 (11)	5
中近東	2	6	5	7	8 (2)	1	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	34 (2)	0
アフリカ	8	15	10	17 (1)	36 (7)	3 (1)	7	8 (1)	1	1	4	3	3	4	3 (1)	2 (1)	0	1	1 (1)	2	3	1	133 (13)	4
オセアニア	0	1	3	10	15 (1)	1	3	1	0	0	1	1	1	0	0	2	0	1 (1)	2 (2)	0	1	1	44 (4)	2
東欧	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1 (1)	1	0	0	7 (1)	0
合計	18	42	28	86 (4)	126 (16)	13 (3)	11	15 (2)	5 (1)	8	12 (1)	9	10	8 (1)	8 (1)	11 (4)	0	6 (1)	13 (9)	5	8	5	447 (43)	13

※（ ）内：調整員・短期派遣隊員で内数

※新型コロナウイルス感染症により新たに派遣された隊員数（R2）は0名

(2) 派遣先国（現在は派遣されていない国を含む）

地 域	派 遣 国 名
ア ジ ア	マレーシア、フィリピン、ネパール、バングラデシュ、スリランカ、タイ、モルディヴ、中国、ブータン、インドネシア、ラオス、カンボジア等
中 南 米	コスタリカ、ホンジュラス、ボリビア、パラグアイ、コロンビア、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、メキシコ、ニカラグア等
中 近 東	モロッコ、シリア、ヨルダン、エジプト、チュニジア、トルコ等
アフリカ	ケニア、タンザニア、ザンビア、マラウイ、ガーナ、セネガル、ニジェール、ボツワナ、ジブチ、ウガンダ、エチオピア、カメルーン等
オセアニア	サモア、ソロモン、パプアニューギニア、フィジー、バヌアツ、ミクロネシア、トンガ、マーシャル等
東 欧	ルーマニア、ブルガリア等

(3) 派遣職種

職種は、要請によりますが、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9部門からなる170を超える職種で、中には地域活性を手助けするコミュニティ開発など、特別な技術を必要としない職種もあります。

(4) 現地での活動

隊員の活動の舞台は、村落の一員として働くこと、教室で生徒に教えること、工事現場で指揮をとること、試験場で研究をすること等職種によって違いがありますが、共通して言えることは、自らが現地の社会や人々に溶け込み、一緒になって課題に取り組み、途上国の国づくりに挑戦していることです。

(5) 隊員になるには

- ① 資格 満20歳～69歳までの日本国籍を持つ方
※一部の要請は45歳以下の方が対象です。
- ② 募集 春（4～5月）と秋（10～11月）の年2回
- ③ 選考
第一次選考…人物審査（書類審査）、健康診査（書類審査）、語学力審査（書類審査）
第二次選考…人物・技術面接、健康診査
- ④ 訓練 70日間程度（任国事情に関する講義・講座、語学等の訓練）
- ⑤ 派遣
派遣時期 JICAが受入国ごとに指定する日程・旅程
派遣期間 原則として2年間（短期派遣は1年未満）

(6) 待遇等

- ① 現地生活費
国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。
- ② 住居費
住居は、原則として受入国政府または配属機関が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地のJICA事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内でJICAが住居費を負担します。
- ③ 往復渡航費
日本と受入国との往復にかかる赴任旅費は、JICAが負担します。
- ④ 国内手当（本邦支出対応手当）
無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。ただし、65歳以上の方は、支給対象外です。なお、短期派遣の派遣前訓練期間中は不支給です。
- ⑤ 協力活動完了金

長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。

2 日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊（一般案件）

「日系社会青年海外協力隊/日系社会海外協力隊」事業は、中南米地域における日系人社会を対象に、彼らとその国づくりのために大きな力となっていることを踏まえ、その一層の発展を支援するために、優秀な技術とボランティア精神に満ちあふれた日本の青年を派遣する制度です。

(1) 派遣実績（令和7年11月5日現在）

中南米の9か国1,690名

富山県出身ボランティア派遣は18名

(2) 派遣職種

計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の8部門

(3) 日系社会海外協力隊（一般案件）になるには

① 資格 満20歳～69歳までの日本国籍を持つ方

※一部の要請は45歳以下の方が対象です

② 募集 春（4～5月）と秋（10～11月）の年2回

③ 選考

第一次選考…技術審査（書類審査）、健康診断（書類審査）、TOEIC等語学スコア提出

第二次選考…面接（技術と人物）、実技試験（該当職種のみ）、語学試験（該当者のみ）、健康診断（問診）

④ 訓練 59日間～70日間程度（任国事情に関する講義・講座、現地語の修得等）

⑤ 派遣

派遣時期 JICAが受入国ごとに指定する日程・旅程

派遣期間 原則として2年間（短期派遣は1年未満）

(4) 待遇等

① 現地生活費

国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。

② 住居費

住居は、原則として受入国政府または配属機関が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地のJICA事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内でJICAが住居費を負担します。

③ 往復渡航費

日本と受入国との往復にかかる赴任旅費は、JICA が負担します。

④ 国内手当（本邦支出対応手当）

無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。

⑤ 協力活動完了金

長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。

3 JICA 海外協力隊短期派遣

平成 17 年度より「青年海外協力隊／シニア海外協力隊短期派遣」制度が新たに設置され、短期間の活動であれば参加できるという方も応募できるようになりました。また 2019 年度より、呼称が JICA 海外協力隊（短期派遣）となり、応募区分も一般案件とシニア案件となりました。

- (1) 募集 年 3 回（3 月、7 月、11 月）
- (2) 応募案件 短期派遣は一般案件とシニア案件の併願が可能です。短期派遣制度では、案件への応募となります。応募できる職種は一職種・最大 3 要請です。一部の要請は、45 歳以下の方のみ応募可能です。
- (3) 選考 一次選考・・・技術・健康・語学審査、二次選考・・・面接、技術・健康審査（該当者のみ）
- (4) 派遣前研修 3～5 日間（語学研修はなし）
- (5) 派遣期間 原則 1 か月～1 年未満（案件によって異なります）

JICA 海外協力隊事業【シニア案件】

シニア案件とは、一定以上の経験・技能等が必要な個別案件への応募する区分のことをさします。

1 シニア海外協力隊

- (1) 派遣対象国 インドネシア、マレーシア、タイ、ラオス、モンゴル、ネパール、トンガ、フィジー、サモア、エチオピア、ザンビア、ホンジュラス、メキシコ、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ、ヨルダン、シリアなど
- (2) 派遣職種 計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9部門
- (3) 資格 満20歳～69歳の日本国籍を持つ方
- (4) 派遣期間 1年間または2年間（ほとんどの要請が2年間）
- (5) 募集 春（4～5月）及び秋（10～11月）の年2回
- (6) 選考 第一次選考…技術審査、健康診査、語学力審査
第二次選考…人物・技術面接、健康診査
- (7) 派遣前研修 70日間（任国事情に関する講義・講座、語学等の訓練）
- (8) 出発 JICAが受入国ごとに指定する旅程・日程
- (9) 待遇等
 - ① 現地生活費
国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA 海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。
 - ② 住居費
住居は、原則として受入国政府または配属先機関が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地の JICA 事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内で JICA が住居費を負担します。
 - ③ 往復渡航費
日本と任国との往復にかかる赴任旅費は、JICA が負担します。
 - ④ 国内手当（本邦支出対応手当）
無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。
 - ⑤ 協力活動完了金
長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。
 - ⑥ 経験者手当
シニア案件で派遣される方には、派遣期間が30日以上で経験者手当を支給します。有給休暇・無給休暇・無職の別を問いません。

2 日系社会シニア海外協力隊

- (1) 募集規模 約20名/年
- (2) 派遣対象国 アルゼンチン、パラグアイ、ブラジル、ドミニカ共和国など
- (3) 派遣職種 計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉄工業、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の8部門
- (4) 資格 満20歳～69歳の日本国籍を持つ方
- (5) 派遣期間 原則として2年間
- (6) 募集 春(4月～5月)及び秋(10～11月)の年2回
- (7) 選考 第一次選考…技術審査、健康診査、語学力審査
第二次選考…人物・技術面接、健康診査
- (8) 研修 70日間(任国事情に関する講義・講座、現地語の修得等)
- (9) 出発 JICAが受入国ごとに指定する旅程・日程
- (10) 待遇等

① 現地生活費

国ごとに定めた金額が支給されます。この金額は、JICA 海外協力隊としての趣旨に基づき、受入国の住民と同等程度の生活を営むに足る金額を、物価、為替変動等を勘案の上、定めています。なお、現地生活費とは、現地の生活費の補助であり、給料や報酬ではありません。

② 住居費

住居は、原則として配属団体が提供することになっていますが、国によっては住居の提供がなく、現地の JICA 事務所が探して借りる場合もあります。その場合、現地生活費とは別に、国・地域毎に定められた上限額の範囲内で JICA が住居費を負担します。

③ 往復渡航費

日本と任国との往復にかかる赴任旅費は、JICA が負担します。

④ 国内手当(本邦支出対応手当)

無給休職または無職の方には、派遣前訓練中や派遣中に国内で支出が必要な経費等に役立てるために手当を支給します。

⑤ 協力活動完了金

長期派遣の方で無給休職または無職の方には、当初の派遣期間を満了した場合に、協力活動完了金を支給します。

⑥ 経験者手当

シニア案件で派遣される方には、派遣期間が30日以上で経験者手当を支給します。有給休暇・無給休暇・無職の別を問いません。

青年海外協力隊/海外協力隊、シニア海外協力隊、日系社会青年海外協力隊/
日系社会海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊比較一覧表

令和7年11月5日現在

	青年海外協力隊/ 海外協力隊	シニア海外協力隊	日系社会青年 海外協力隊/ 日系社会海外協力隊	日系社会シニア 海外協力隊
事業 発 足 年	昭和40年度	平成2年度 【注】平成2年度～7年度の間は『シニア協力専門家』事業として実施。 平成8年度から標記事業として実施	昭和60年度 【注】昭和60年度～平成7年度の間は『海外開発青年』事業として実施。 平成8年度から標記事業として実施	平成2年度 【注】平成2年度～7年度の間は『移住シニア専門家』事業として実施。 平成8年度から標記事業として実施
事業 の 概 要	開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とする国民等の協力活動を促進し、助長するための業務。 1 募集、選考及び訓練 2 上記選考及び訓練を受けた者の開発途上地域への派遣 3 国民等の協力活動に関する知識の普及及び国民理解の増進		中南米の日系人社会に対して、その一層の発展を図るために、優秀な技術とボランティア精神に富んだ日本の青年を派遣する事業（昭和60年度、海外開発青年事業創設当時は、協力隊派遣事業ではなく後続移住の促進を目的としていた。）	中南米の日系社会への支援活動の一つとして、日系社会の要請に応じて、ボランティア精神に富み、かつ実務経験の豊富な人材を派遣する。現地日系社会への貢献を通じて国際協力に資する。
対 象 国	派遣実績 :94か国 派遣中の国 :70か国	派遣実績 :79か国 派遣中の国 :31か国	派遣実績 :9か国 派遣中の国 :4か国	派遣実績 :10か国 派遣中の国 :1か国
派 遣 現 況	派遣中：1,484名（939名） 累 計：49,012名（23,410名） （ ）は女性内数	派遣中：63名（15名） 累 計：6,745名（1,300名） （ ）は女性内数	派遣中：77名（50名） 累 計：1,690名（1,036名） （ ）は女性内数	派遣中：1名（1名） 累 計：555名（299名） （ ）は女性内数
期 間	原則として2年間 （短期派遣は1年未満）	原則として2年間	原則として2年間	原則として2年間
派 遣 時 期	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月	第2次隊 9月 第3次隊 1月 第1次隊 4月
職 種	計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9部門		計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の8部門	
要 請	「青年海外協力隊の派遣に関する取極」を締結した国の政府からの要請	派遣国の政府からの要請	中南米の日系団体からの要請	中南米の日系団体からの要請

その他の JICA 事業

JICA は、開発途上国の多様なニーズに応えていくために、ボランティア事業以外にも NGO、地方自治体、大学等と連携し、国際協力活動への参加を支援しています。また、市民による国際協力活動を促進・支援し、協働して事業を行うことを「市民参加」と位置づけ、「多様なアプローチによる開発への貢献」「国際協力への理解・参加促進」「日本の地域社会への還元」を目指しています。

1 研修員受入事業

研修員受入研修とは、開発途上国の人材を日本に招き、それぞれの国で必要とされている分野の研修を通じ、将来の国づくりを担う人材を育てることを目的とする事業です。

2 草の根技術協力事業

日本の NGO や自治体、大学などが自らの技術や経験を活かして提案した途上国への協力活動を、JICA が支援し、共同で実施する事業です。

3 開発教育支援事業

JICAでは、生徒・児童自身が、世界が直面する開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考える力や、その根本的解決に向けた取り組みに参加する力を養うために、学校教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を支援しています。

また、持続可能な開発目標（SDGs）に関する展示やセミナーを開催し、地方自治体、学校関係者、NGOと協力して、生徒・児童向けのSDGsの教材製作、開発教育の裾野拡大を狙った教員向けの研修やセミナー、生徒向け出前講座などを実施しています。

4 移住者・日系人支援連携事業

JICA は、中南米などへの移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を図るための支援を行ってきました。現在は、時の流れとともに日系社会の成熟や世代交代が進んだことによる課題に対応するため、高齢者福祉や人材育成を中心とした移住者・日系人支援や日系社会との連携強化に取り組んでいます。

9 一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）

Council of Local Authorities for International Relations

（一財）自治体国際化協会は、地方公共団体を主体とした地域の国際化を支援し、一層推進するため、地方公共団体の共同組織として昭和63年7月に設立され、平成26年4月に一般財団法人に移行しました。

同協会は、東京に本部を、都道府県・政令指定都市に支部を置くとともに、ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京にそれぞれ海外事務所を開設し、国内外ネットワークの拡充に取り組んでいます。

こうしたネットワークを活用して、地域の国際化に関する情報の収集・提供、地方公共団体の情報の海外への紹介、地方公共団体の国際化推進に向けた活動の支援、語学指導等を行う外国青年招致事業など、地域の国際化に向けた事業を幅広く行っています。

◆ 事業のあらまし

1 地域の国際化に関する情報の収集・提供

地方公共団体や民間において実施された地域レベルの国際化に関する講演会、シンポジウム、調査研究会等の諸活動の情報を収集し、提供します。

2 国際交流協力事業の推進

姉妹交流活動や国際協力への取組みを支援します。

3 地域の国際化施策に関する支援等

地方公共団体等が主体となって実施する地域の国際化に関する講演会、シンポジウム、自治体国際協力促進事業（モデル事業）、国際交流支援事業、多文化共生のまちづくり促進事業、海外販路開拓支援事業、インバウンド支援事業に対する助成を行います。また創意と工夫に富んだ自治体国際交流の取組を表彰することで、その取組を全国の自治体に発信、共有します。

4 地方公共団体が実施する海外活動のための支援

地方公共団体関係者が海外で行う調査、視察等の活動に対し、海外事務所が中心となって支援を行います。

5 国際化に対応できる人材の育成

海外事務所への地方公共団体職員の派遣の機会を拡充するとともに、海外事務所を活用した海外自治体等の研修事業の一層の充実を図ります。

6 語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）

外国青年招致事業が円滑に推進するよう、外国青年の募集、選考に関する連絡調整、地方公共団体等への斡旋、来日直後のオリエンテーション、中間研修、カウンセリング等を行います。

◆ 問い合わせ先

（一財）自治体国際化協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル内

TEL (03) 5213-1730 FAX (03) 5213-1741

(1) 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)

The Japan Exchange and Teaching Programme

小・中学校や高校等における語学教育の充実を図るとともに、地域レベルにおける国際化を進展させることを目的として、総務省、文部科学省、外務省の協力を得て、(一財)自治体国際化協会が窓口となって外国青年を招致し、地方公共団体が受け入れます。

外国青年は、その職務により、次のとおり区分されます。

CIR…Coordinator for International Relations(国際交流員)
地方公共団体の国際交流事務の補助及び地域住民との交流活動を行う。

ALT…Assistant Language Teacher(外国語指導助手)
小・中学・高校、教育委員会等で日本人の外国語担当教員とともに会話・発音指導等を行う。

SEA…Sports Exchange Advisor(スポーツ国際交流員)
地方公共団体のスポーツ指導を行う。

①県内の語学指導等を行う外国青年招致状況

単位:人

区分/年度	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
C I R			1	2	3	4	7	9	12	13	13	13	13	14	13	13	13	13
A L T	18	37	51	56	64	73	81	89	99	105	110	114	115	117	118	119	118	115
県立高校等	15	30	37	35	38	42	44	46	51	52	51	53	53	53	53	53	53	53
私立高校	2	4	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10
公立小・中学校	1	3	6	13	18	23	29	34	39	44	50	52	52	54	55	56	55	52
S E A								1	3	5	4	4	5	5	5	5	5	5
合 計	18	37	52	58	67	77	88	99	114	123	127	131	133	136	136	137	136	133

区分/年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
C I R	13	12	12	12	11	11	10	10	10	9	9	8	10	11	12	9	10	10
A L T	106	98	86	85	81	82	81	79	80	79	79	80	79	84	88	62	74	88
県立高校等	45	40	40	40	38	38	38	38	38	38	37	37	37	37	37	29	29	37
私立高校	10	9	9	9	9	9	9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	7
公立小・中学校	51	49	37	36	34	35	34	34	35	34	35	36	35	40	44	26	39	44
S E A	4	2																
合 計	123	112	98	97	92	93	91	89	90	88	88	88	89	95	100	71	84	98

区分/年度	R5	R6
C I R	12	12
A L T	88	88
県立高校等	37	37
私立高校	7	7
公立小・中学校	44	44
S E A		
合 計	100	100

* 県立高校等は、県立特別支援学校、県教育委員会、県総合教育センターを含む。
* 令和2・3・4年度は新型コロナウイルス感染症の影響による入国制限により、欠員が生じた。

②受入団体別内訳

年度	S62	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
国際交流員		1	2	3	4	7	9	12	13	13	13	13	14	13	13	13	13	12	12	12	11	11	10	10	10	9	9	8	10	11	12	9	10	10	10	12	12	
県国際課 (うちとやま国際センター配置) (国際伝達医学センター)		1	1	1	1	3	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	6	6	6	5	6	6	6	6	5	6	7	8	6	6	6	8	8		
高岡市 (射水市)							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
(新湊市)									1	1	1	1	1	1	1	1	1																					
(魚津市)					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																					
(氷見市)					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																					
(滑川市)					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																					
黒部市		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
入善町 (宇奈月町)					1	1	1																						1	1	1		1	1	1	1	1	
(小矢部市)								1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
南砺市				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
外国語指導助手	18	51	56	64	73	81	89	99	105	110	114	115	117	118	119	118	115	106	98	86	85	81	82	81	79	80	79	79	80	79	84	88	62	74	88	88		
県教委 (うち中学校配置)	15	37	39	43	48	53	59	56	52	51	53	53	53	53	53	53	45	40	40	40	38	38	38	38	38	38	38	37	37	37	37	37	29	29	37	37	37	
文書指導員(私立高校)	2	8	8	8	8	8	9	9	9	9	9	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9																
県計	17	45	47	51	56	61	68	65	61	60	62	63	63	63	63	63	55	49	49	49	47	47	38	38	38	38	38	37	37	37	37	29	29	37	37	37		
私立高校																							9	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	7	7	7	
(富山市)		1+1	1+1	2+1	2+1	2+3	4+2	6	8	10	11	12	13	13	13	11	16	12	6	2																		
(大沢野町)								1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(大山町)								1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(八尾町)								1	1	1	1	1	2	2	2	2																						
(婦中町)					0+1	0+1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																						
高岡市	1	1+1	1+1	1+2	1+2	1+4	2+3	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	6	11	12	12	
(福岡町)					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(射水市)																		4	1	1																		
(新湊市)				1	1+1	1+1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																						
(小杉町)					0+1	0+1	1	1	2	2	2	1	1	1	1	1																						
(大門町・大島町)							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(魚津市)		0+1	0+1	0+1	0+1	0+1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
氷見市			1+1	1+1	1+1	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	8	8	4	7	7	7	
滑川市	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4	2	3	4	4		
黒部市	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	5	6	5	5	6	5	5	6	5	5	5	5	6	7	7	5	7	7	7		
(宇奈月町)							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
砺波市		0+1	0+1	0+1	1+1	1+1	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
(庄川町)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(小矢部市)				1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1																						
南砺市																	5	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	3	5	5
(城端町)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(平村)					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(上平村)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(井波町)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(福野町)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
(福光町)			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1																						
上市町	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
立山町							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
入善町 (朝日町)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3		
市町村計	1	6	9	13	17	20	21	34	44	50	52	54	55	56	55	52	51	49	37	36	34	35	34	34	35	34	35	36	35	40	44	26	39	44	44			
スポーツ国際交流員							1	3	5	4	3	4	5	5	5	5	4	2																				
総合計	18	52	58	67	77	88	99	114	123	127	130	132	136	137	136	133	123	112	98	97	92	93	91	89	90	88	88	88	89	95	100	71	84	98	100			

(一財) 自治体国際化協会助成事業

◇自治体国際協力促進事業 (モデル事業)

1 趣旨

地方自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、積極的に支援をするとともに、広く紹介することにより、自治体が行う国際協力活動の一層の推進を図る。

2 助成対象事業者

- (1) 地方自治体(都道府県、市区町村)
- (2) 地域国際化協会(総務大臣の認定を受けた地域国際化協会をいう。以下同じ。)
- (3) 自治体または地域国際化協会と連携する NGO

3 助成対象事業

- (1) 地方自治体もしくは地域国際化協会またはそれらと連携する NGO が実施する国際協力事業。
(事前調査事業を含む。)
- (2) 新規事業または事業内容の拡充が図られる継続事業であり、事業趣旨・内容等が他の自治体等のモデルケースとなりえる先駆的事业であること。
ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費の総額が 100 万円以下の事業は対象とならない。

4 助成金

助成金は、単年度ごとに、モデル事業の実施に要する経費の総額以内の額で、次の金額を限度とする。

- (1) 助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で、1 事業につき 300 万円
- (2) 複数の地方自治体等が共同で行う事業については、助成対象事業の実施に要する経費の総額以内の額で 1 事業につき 500 万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
17年度	富山県 (環境政策課)	〔北東アジア青少年環境シンポジウム開催事業〕 次代を担う青少年の環日本海地域を視野に入れた環境意識の醸成を図るとともに、日本、中国、韓国及びロシアの青少年の交流を通じて、環境保全活動や環境教育等についての共通理解及び共同行動を促進することを目的とする。
18年度	富山県 (環境政策課)	〔北東アジア青少年環境シンポジウム開催事業〕 17年度からの継続事業
20年度	富山県 (環境政策課)	〔黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の整備〕 日本・中国・韓国・ロシア・モンゴルの自治体・経済界・学会がネットワークを構築し、黄砂の実態や影響を把握するため広域的モニタリング体制の構築を図る。
	富山県 (環境政策課)	〔北東アジア地域環境体験プログラム〕 北東アジア地域の環境問題に対する取組みを実際に体験するプログラムを通じて、環境の現状や課題への認識を高め、北東アジア地域の経済・文化・社会システムの特徴を踏まえた取組みや行動を提案できる環境保全リーダーの育成を目的とする。

21 年度	富山県 (環境政策 課)	〔黄砂を対象とした広域的モニタリング体制の整備〕 20年度からの継続事業
	富山県 (環境政策 課)	〔北東アジア地域環境体験プログラム〕 20年度からの継続事業
22 年度	富山県 (国際・ 日本海政策 課)	〔ブラジルサンパウロ州教育関係者受入事業〕 友好提携先であるブラジルサンパウロ州から教育経験のある人材を研修員として招聘し、小・中学校の現場における外国人児童生徒への学習支援などを通じて、日本の教育制度等に対する理解を促進する。また、帰国後は習得した知識を活かし、母国の教育制度の向上に貢献するとともに、現地に住む日系ブラジル人の人材育成に寄与する。
23 年度	富山県 (国際・ 日本海政策 課)	〔ブラジルサンパウロ州教育関係者受入事業〕 22年度からの継続事業
30 年度	立山町 (商工観光課)	〔台湾の観光産業イノベーション国際協力事業〕 台湾の高校の修学旅行生を誘致するため、町内の地域資源を体験メニューとして提案し、台湾側からも助言を得て実証事業として受入を行う。また、将来的な台湾の自治体との連携を見据え、高校間の交流、特産品の販路開拓・ビジネスパートナーの開拓など、相互の産学官が連携し、交流モデルを構築する。
7 年度	富山県 (環境政策 課)	〔中国遼寧省とのプラスチック製品の使用削減、リサイクル推進事業（環境分野）〕 使い捨てプラスチックの年間総廃棄量は中国が世界1位であることから、富山県におけるプラスチック製食品トレイの使用削減の取組みや先駆的に進めているプラスチック製品を住民から回収しリサイクルする制度（一括回収制度）について中国遼寧省と共有し、同省におけるプラスチック使用量の削減、リサイクルの取組みを推進する。

◇ 国際交流支援事業（旧・地域国際化施策支援事業）

1 趣旨

国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会に対し助成金を交付する。

2 助成対象事業者

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村
- (3) 地域国際化協会

3 助成対象事業

助成対象事業は、助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、継続的に行われている事業であっても周年事業又は節目事業等の特色が示せる事業であれば対象とする。

- (1) 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業
- (2) 文化、芸術又は研究に関する交流事業
- (3) 青少年交流に関する事業
- (4) 国際会議に関する事業

(5) その他地域の特色を活かした交流事業

4 助成金

(1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円

(2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
22年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔富山県・サンパウロ州友好提携25周年記念事業〕 富山県人のブラジル移住100周年、ブラジル富山県人会創立50周年、富山県・サンパウロ州友好提携25周年を契機に、本県とサンパウロ州との友好関係の新たな発展と、経済分野、多文化共生分野における交流の発展につなげる。
23年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔富山県オレゴン州友好提携20周年記念事業〕 富山県オレゴン州友好提携20周年を契機に、友好訪問団を派遣するとともに、「とやまブランド」を発信する事業を実施し、本県とオレゴン州との友好交流の拡大につなげる。
24年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔富山県・沿海地方友好提携20周年記念事業〕 富山県・沿海地方友好提携20周年を記念し、沿海地方青少年芸術団の受入れ、ロシア文化紹介事業を実施し、若い世代を中心とした両県地方の友好交流の更なる深化を図る。
28年度	富山県 (国際課)	〔富山県・オレゴン州友好提携25周年記念事業〕 富山県オレゴン州友好提携25周年を契機に、友好訪問団を派遣し、両県州の友好関係を改めて確認するとともに、経済、観光、文化、人的交流事業を通じて更なる相互理解及び友好親善を深める。
29年度	滑川市	〔滑川市・シャンバーグ市姉妹都市提携20周年記念事業〕 滑川市とアメリカ合衆国イリノイ州シャンバーグ市の姉妹都市提携20周年の節目に当たることから、本市中学生の派遣に加え、姉妹都市交流の端緒となった経済団体からの派遣による交流を行い、交流のさらなる深化を図る。
31年度	富山県 (国際課)	〔富山県・遼寧省友好県省締結35周年記念事業〕 平成31年度に富山県と遼寧省の友好交流35周年を迎えるにあたり、記念事業として青少年交流団の相互派遣事業を行うことで、県内の若い世代を中心とした両県省の友好交流の更なる深化を図る。
令和3年度	富山県 (国際課)	〔富山県・サンパウロ州友好提携35周年記念事業〕 富山県人のブラジル移住110周年、ブラジル富山県人会創立60周年、富山県・サンパウロ州友好提携35周年を契機に、日伯双方で各種記念行事を実施し、両県州の更なる相互理解と友好親善を深める。(新型コロナウイルス感染症の影響により中止)
4年度	富山県 (国際課)	〔富山県・沿海地方友好提携30周年記念事業〕 富山県とロシア沿海地方との友好提携30周年を記念し、友好訪問団の相互派遣や、スピーチコンテストや学生同士の交流など事業を通じて、両県地方の友好交流の更なる深化を目指すとともに、今後の日露交流の拡大や、経済・物流、観光などの幅広い分野における交流の促進等について関係者と意見交換する機会を設ける。(事業見合わせ)

5 年 度	立山町	<p>〔台湾国際交流推進事業〕 立山町の高校生および雄山高等学校の生徒を台湾に派遣し、海外での国際交流活動を通じて異文化に対する理解を深めるとともに、国際的視野をもった青少年を育成し、併せて立山町と台湾との国際交流の発展につなげる。</p>
6 年 度	富山県 (国際課)	<p>〔富山県・遼寧省友好県省締結40周年記念事業（ホームステイによる青少年交流）〕 令和6年度に富山県と遼寧省の友好交流40周年を迎えるにあたり、記念事業として青少年交流団の相互派遣事業を行うことで、県内の若い世代を中心とした両県省の友好交流の更なる深化を図る。</p>
	立山町	<p>〔台湾国際交流推進事業〕 立山町の高校生および雄山高等学校の生徒を台湾に派遣し、海外での国際交流活動を通じて異文化に対する理解を深めるとともに、国際的視野をもった青少年を育成し、併せて立山町と台湾との国際交流の発展につなげる。</p>
	魚津市	<p>〔学びの森音楽祭・日米青少年国際ピアノ親善交流事業〕 魚津市内の音楽施設において、合宿形式のセミナーを実施し、アメリカを拠点とするベテランピアノ指導者とその生徒、富山ゆかりの日本人青少年ピアニストら日米青少年の相互交流を図る。また、セミナー期間中に地域住民との交流や特別コンサート等の交流機会を創出し、多様な交流の推進と芸術文化の振興を図る。</p>

◇ 多文化共生のまちづくり促進事業（旧・地域国際化施策支援特別対策事業《多文化共生分野》）

1 趣旨

グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するための施策について、多文化共生のまちづくり促進事業助成金を交付する。

2 助成対象事業者

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村
- (3) 地域国際化協会
- (4) 特定非営利活動法人及びその他本事業を実施する能力を有すると当協会が認める団体

3 助成対象事業

助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性、必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 医療・保健・福祉支援事業
- (2) 防災支援事業
- (3) 教育支援事業
- (4) 労働環境整備事業
- (5) 居住支援事業
- (6) 外国人住民の自立と社会参画支援事業
- (7) 上記（1）～（6）の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業

4 助成金

- (1) 都道府県及び指定都市にあつては、1団体あたり400万円とする。
- (2) 市区町村（指定都市を除く。）、地域国際化協会及びNPO法人等にあつては、1団体あたり300万円とする。
- (3) 複数の助成対象団体が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1事業あたり400万円とする。
- (4) すべての団体にあたり、50万円をその下限額とする。

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
21年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔多文化共生の地域づくり応援事業〕 新しく生活を始める外国人住民に対して生活に役立つ情報を提供することにより、円滑な生活をサポートする。同時に、外国人住民を受け入れる側の日本人住民に対しても多文化共生の意識を啓発することにより、外国人住民が地域に溶け込みやすい環境を作り、外国人住民にとっても日本人住民にとっても暮らしやすい地域づくりを目指す。
	黒部市	〔日本語及び日本社会に関する学習支援事業〕 不安を抱える外国人住民に対し、やさしい日本語能力の習得と生活文化を教える教室を開講するため、指導ボランティアが日本語活動に必要な知識、技術の習得と日本語教室を運営していくノウハウを学び、次年度以降の日本語教室運営の土台作りと外国人住民の生活支援を目指す。
23年度	魚津市	〔地域づくりのための日本語支援ボランティア養成事業〕 日本語をあまり話せず、家庭や地域で孤立しがちな外国人住民が増加傾向にある一方、外国人に日本語を教えるボランティアは少数である。本事業を実施することによりボランティアの数を増やし、外国人を支援することによって、外国人にとって住みやすい多文化共生の町づくりを推進する。
26年度	富山県 (国際・日本海政策課)	〔外国にルーツを持つ子どもたちのキャリアデザイン支援プロジェクト〕 外国にルーツを持つ子どもたちが、日本の社会、学校生活等にスムーズに順応し、幼いころから将来の夢を持って教育を受けることができるように、保護者に対して日本の教育制度や学校生活等に関する情報等を提供し、子どものキャリア教育を行う環境作りを造成する。
27年度	富山県 (国際課)	〔外国にルーツを持つ子どもたちのキャリアデザイン支援プロジェクト〕 外国にルーツをもつ子どもたちが、日本の社会、学校生活等にスムーズに順応し、幼いころから将来の夢を持って教育を受けることができるように、保護者に対して日本の教育制度や学校生活等に関する情報を提供し、子どものキャリア教育を行う環境を造成する。
28年度	富山県 (国際課)	〔外国にルーツを持つ子どもたちのキャリアデザイン支援プロジェクト〕 外国にルーツをもつ子どもたちが、日本の社会、学校生活等にスムーズに順応し、幼いころから将来の夢を持って教育を受けることができるように、保護者に対して日本の教育制度や学校生活等に関する情報を提供し、子どものキャリア教育を行う環境を造成する。
29年度	富山県 (国際課)	〔外国人住民の地域社会参画支援事業〕 少子高齢化や人口減少が進む中、多様な文化や習慣を背景に持つ外国人を地域社会に受け入れ、日本人とともにその能力を活かして活躍してもらうことは、ダイバーシティによる地域活性化の観点から重要であることから、日本に住み続けることを決意し、日本語会話も可能な外国人住民の中から、外国人と地域社会との橋渡し役となれる知識・経験や人脈を備えた外国人キーパーソンを育成する。

◇海外販路開拓支援事業、インバウンド支援事業（旧海外経済活動支援特別対策事業）

平成 27 年度から、これまでの「海外経済活動支援特別対策事業」を、助成対象事業に国内で実施されるものも含め拡充した上で、対象別に「海外販路開拓支援事業」及び「インバウンド支援事業」として実施する。

<海外販路開拓支援事業>

1 趣旨

地方公共団体の海外販路開拓に対するニーズの高まりを受け、海外事業所等の機能を活用しながら地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施する。

2 助成対象事業者

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村

3 助成対象事業

地方自治体が企画をするなど、事業に直接関与している海外販路開拓事業で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業。ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費が200万円以下の事業は対象とならない。

4 助成金

助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費の1/2以内の額で、次の金額を上限とする。

- (1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円
- (2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
26年度	富山県 (経営支援課)	〔とやま伝統工芸品 in NY 開催事業〕 ファッション、アートの最先端地であるニューヨークで、富山県の長い歴史に培われ、伝統的な技術・技法を有する優れた伝統工芸品を紹介する展示会を開催することにより、本県の伝統産業に従事する企業の海外販路開拓を支援する。
27年度	富山市	〔富山市産エゴマ・エゴマ加工品のイタリアにおけるブランディングと販路開拓〕 環境未来都市プロジェクトとして取り組むエゴマの国際展開事業として、イタリア・ミラノ万博においてPRイベントやワークショップを実施するほか、現地関係者との連携構築を図ることにより、エゴマのグローバルブランド化及び海外販路開拓を推進する。

<インバウンド支援事業>

1 趣旨

地方公共団体の海外観光客誘致に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら、地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施することとする。

2 助成対象事業者

- (1) 都道府県
- (2) 市区町村

3 助成対象事業

地方自治体が企画をするなど、事業に直接関与している海外観光客誘致事業で、将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業。ただし、資金供与だけの事業や、事業の実施にあたり、国やこれに準ずる機関からの助成を受けている事業、事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費が200万円以下の事業は対象とならない

4 助成金

助成対象事業の実施に要する経費のうち、助成対象となる経費の1/2以内の額で、次の金額を

上限とする。

(1)主として海外で行う事業 1事業あたり 500 万円

(2)主として日本国内で行う事業 1事業あたり 300 万円

5 富山県の最近の認定実績

	担当自治体	事業の概要
29 年度	高岡市	〔台湾誘客推進事業〕 海外から本市に最も多く訪れている台湾人をターゲットとした誘客強化に加え、伝統工芸高岡銅器・高岡漆器の技術を活かしたクラフト製品の海外販路拡大を支援するなど、「高岡」ブランドの浸透を図る。
7 年度	立山町	〔台湾との国際交流推進及び地域資源活用事業〕 立山町と台湾との間で築き上げた事業の磨き上げや台湾からの観光客の更なる満足度向上を目指すとともに、将来を担う若者に様々な体験の中で海外や観光業に興味を持ち、将来の国際交流や観光人材として活躍できる担い手を育成することを目的とし、台湾からのインターンシップ生（大学生）の受入、立山町での台湾フェアの実施、立山町の高校生の台湾派遣・交流事業、日台相互プロモーション（台湾観光客が購入するお土産品の開発・販売、台湾観光客による新モビリティツアー等）を実施する。

◇その他助成事業

<ジャポニスム 2018 に係る支援>

1 趣旨

日仏友好 160 周年を記念して、2019 年 2 月に、パリ市・ナント市での開催が予定される大規模な日本文化紹介行事、ジャポニスム 2018 公式企画 第 6 回『「伝統と先端と」～日本の地方の底力』の機会を捉え、地域の魅力をフランス国内に発信する地方公共団体を支援する。

2 富山県の認定実績

担当自治体	事業の概要
富山県 (経営支援課)	〔とやま文化DAYS in Paris 〕 高岡銅器や越中和紙といった、富山県の伝統工芸品の展示・販売及び職人による製作実演を行うとともに、伝統工芸をテーマとした映画の上映や、監督によるトークショーを通して、富山県の伝統工芸の魅力をPRする。

自治体国際交流表彰（総務大臣賞）

1 概要

（一財）自治体国際化協会（CLAIR）では、総務省との共催により、地域の国際化の更なる推進を図るため、平成 18 年度から、姉妹自治体交流等の国際交流について、創意と工夫に富んだ取組を表彰し、広く全国に紹介する事業を行っています。

表彰の対象は、姉妹自治体提携に基づく交流活動のほか、海外自治体と特定分野（教育、経済、観光、防災など）の協定、覚書などに基づく交流及びこれに準ずる交流（協定等によらないが、国内自治体が公認し、継続性があるもの）についても含まれます。

この表彰事業を通じて、すばらしい取組を全国に発信するとともに、そのような取組を各自治体で共有していただくことにより、地域の国際化の一層の促進、すそ野の拡大、さらには自治体同士の連携強化につなげていくことを目指しています。

2 表彰対象団体

- (1) 都道府県、市区町村
- (2) 地域国際化協会
- (3) 国際交流協会等の民間非営利団体

3 富山県の表彰実績

年度	受賞自治体	取組の概要
R元年度 (第14回)	富山県 (国際課)	【遼寧省(中華人民共和国)との交流】 ○友好提携以降、35 年以上に渡って、訪問団の相互派遣や、職員・留学生・技術研修員の派遣・受入れ、環境・スポーツ・文化・教育・観光等幅広い分野にわたる交流を行っている。 ○2018 年、富山県訪問団（団長：県知事）が遼寧省を訪問し、経済・貿易や観光、文化などの交流推進を内容とする「交流と協力の深化に関する覚書」を締結した。 ○また「日中青少年交流推進年」にあたる 2019 年には、青少年の交流団を相互に派遣、交流を促進した。 ○2004年、中国で「富山ファン倶楽部」が設立され、会員数は遼寧省在住者を中心に400名を超えている。また、友好提携35年にあたる令和元年には富山県で「遼寧ファン倶楽部」の設立が発表されるなど、更なる相互理解と友好関係の促進を図っている。

一般財団法人 自治体国際化協会富山県支部の概要について

1. 一般財団法人自治体国際化協会

地方公共団体を主体とした地域の国際化推進事業の支援並びに地方財政制度等の調査研究等及び地方公共団体の海外における国際化推進のための活動に対する支援等を行うことを目的とした、民法第34条に基づき自治大臣の許可を受けた一般財団法人である。
(昭和63年7月1日設立、全国知事会、市長会、町村会より出捐を受けている。)
平成26年4月1日から財団法人→一般財団法人へ移行

2. 同協会支部

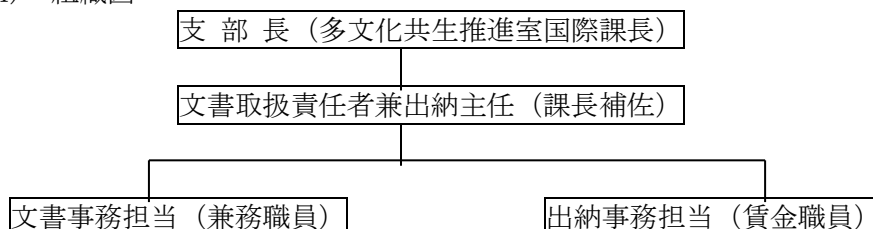
同協会と地方公共団体との密接な連絡調整、情報交換の円滑化を図るため各都道府県、政令指定都市に支部(62支部)が昭和64年1月1日に設立された。

3. 富山県支部

2に基づき、富山県においても昭和64年1月に県庁学術国際課内に支部が設置された。
(平成4年4月、機構改革により国際課発足)
(平成13年4月、機構改革により国際・日本海政策課発足)
(平成27年4月、機構改革により国際課発足)
(令和7年4月、機構改革により多文化共生推進室発足)

支部の概要については、次のとおりである。

- (1) 名称 一般財団法人自治体国際化協会 富山県支部
- (2) 所在地 富山市新総曲輪1番7号 県庁多文化共生推進室内
電話 (076) 444-3156
- (3) 職員構成 支部長、賃金職員、その他支部職員2名(県多文化共生推進室兼務：課長補佐、文書事務担当)
- (4) 組織図



(5) 業務内容

- ・ 協会本部と県等との連絡調整
- ・ 協会本部から県等に対する情報提供
- ・ 県等から協会本部に対する調査依頼、便宜供与依頼等の窓口
- ・ 県内の国際化の動向に係る情報収集
- ・ その他これらに付随する業務

10 一般財団法人自治総合センター

Japan Center for Local Autonomy

(一財)自治総合センターは、地域社会の変動及び住民生活の変化に即応し、住民の自治意識の向上を図るとともに、地方公共団体の行政運営の円滑化に資する各種の活動及び地域の振興に資する事業を通じての宝くじの普及広報に関する活動を行い、もって、地方自治の振興及び住民福祉の増進に寄与することを目的として、地方自治関係者並びに地方6団体代表者が設立者となり、自治大臣の許可を得て、昭和52年4月1日に設立されました。

◇コミュニティ助成事業「地域国際化推進助成事業」

1 趣旨

地域レベルでの国際化を官民共同して推進することは、ますます重要になってきています。このため、コミュニティ助成事業の項目として、新たに「地域国際化推進助成事業」が加えられ、多文化共生や国際理解推進など、地域レベルでの国際化の推進に資する事業に対して、平成23年度から助成が開始されました。

この事業は宝くじの受託事業収入を財源として、地域の国際化を推進する事業に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展と宝くじの社会貢献広報を図ることを目的としています。

2 助成対象事業者

市(区)町村(政令指定都市は除く。以下同じとする。)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会

3 助成対象事業

市(区)町村が認めるコミュニティ国際交流組織(地域における国際化の推進に資する活動を行う民間組織またはその連合組織。)が実施する多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する事業

4 助成金

200万円を限度とします。

5 富山県の最近の認定実績

	事業者	事業の概要
23年度	南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ実行委員会	【「おいしく国際交流」と「ギネスに挑戦」】 国際木彫刻キャンプが実施される南砺市井波地域において、世界一の木製ベンチ制作と世界の食文化交流をすることにより、国内外の作家同士はもとより市内外からの来場者とのコミュニケーションを図り、国際理解と文化交流を深める。
27年度	南砺市いなみ国際木彫刻キャンプ実行委員会	【「世界の食文化交流」と「交流イベント」】 南砺市いなみ国際木彫刻キャンプに招待した海外10か国の作家を交え、「世界の食文化交流」や、地元児童生徒や市内外からの来場者とのコミュニケーションを図る「交流イベント」を開催することにより、国際理解と文化交流を深める。

◆ 問い合わせ先

(一財)自治総合センター

〒100-0011 東京都千代田区内幸町1丁目3番2号 内幸町東急ビル13F

TEL (03) 3504-0841 FAX (03) 3504-0872

富山県 地方創生局 多文化共生推進室 国際課 TEL (076) 444-3156 FAX (076) 444-9612

VI 海外移住

1 海外移住の概要

1 戦前の移住

海外には現在、約27万人の日本人移住者を含め、約500万人の日系人がいると推定されています。これら日系人は受入諸国において政官界、産業界、芸術・文化等の広範な分野に進出し、各国の経済及び社会の発展に大きく寄与しています。

日本人の海外への移住は、1868年（明治元年）のハワイが最初でした。1885年には、日本とハワイ王国との間で移民についての話し合いがまとまり、政府の手による本格的な海外移住が始まりました。その後、移住は、アメリカ本土、カナダ、ペルー、東南アジアへと広がりました。1908年にブラジルへの移住が始まり、以後第2次世界大戦開始まで続いていきました。富山県出身者の南米諸国への移住が始まったのは、1909年（明治42年）のことでした。

2 戦後の移住

戦後の移住は、1952年のブラジル移住から再開されました。戦災後ということもあって移住者は急増し、1955年には1万人を超え、1957年には年間約1万7千人を記録していました。移住先もブラジルからパラグアイ、ボリビア、アルゼンチンなどへと拡充していきました。

しかし、1960年代になると、日本の経済発展にともないその数は減少し、1962年には年間1万人を割りました。

3 移住の形態

この間、移住の形態も大きく変わりました。戦前や戦後間もない頃は、家族そろっての農業移住が中心で、農場で働いたり、開拓農民として集団移住地に入植したりするケースがほとんどでした。

ところが、最近では「農業中心から商工業・サービス業での移住へ」、「集団移住から個人での移住へ」と変化してきています。そして、南米ばかりでなく、カナダ、オーストラリア、アメリカへ移住する人が多くなっています。

4 これからの移住

このような移住者の減少、形態の変化にともない、政府による移住奨励は行われなくなるなど、日本人の海外移住は新しい姿に変貌してきています。しかし、移住を通じて、日本と受入国との関係が強化され友好親善が深まること、日系人の活躍への支援により受入国の発展に協力できることなど、海外移住の果たす役割は大きいといえます。

これからは、移住者への支援とともに、日本のよき理解者である日系人への支援、協力を一層進めていく必要があります。

2 在外日系人及び戦後の移住者数



出所：海外日系人数推計 令和5年10月1日現在（外務省領事局政策課）

（注）ここでいう日系人とは、日本国籍を有する永住者及び日本国籍を有しないが、日本人の血統をひく者（帰化一世及び二世、三世等）の双方を含むものであり、表中の数値は各種統計及び在外公館の調査による推定値である。

3 富山県からの海外移住者数

(移住先国別)		(移住年度別)					
国 別	人 員	年 度	移住者数	年 度	移住者数	年 度	移住者数
ブラジル	1,858	明治 17	6	昭和 6	92	昭和 39	9
アルゼンチン	56	18	2	7	280	40	6
ペルレー	98	32	50	8	239	41	15
ポリビア	19	37	20	9	140	42	12
ハワイ	266	38	220	10	20	43	3
ニューカレドニア	248	39	316	11	48	44	5
タヒチ	28	40	33	12	44	45	9
カナダ	22	42	80	13	4	46	12
チリ	3	43	86	14	4	47	7
パラグアイ	9	大正 3	30	15	7	48	16
コスタリカ	3	4	25	16	7	49	7
メキシコ	210	5	31	24	2	50	3
フィリピン	193	6	79	25	6	51	6
計	3,013	7	105	26	1	52	16
		8	7	27	7	53	3
		9	8	28	29	54	1
		10	5	29	44	55	1
		11	4	30	13	58	1
		12	14	31	34	60	2
		13	9	32	17	62	2
		14	11	33	33	不明	3
		大正15(昭元)	14	34	27		
		昭和 2	171	35	29		
		3	161	36	11		
		4	111	37	8		
		5	112	38	18	計	3,013

4 南米諸国等における富山県出身移住者関係家族数等

(1990.3.6時点 富山県南米協会調べ)

区 分	世 帯 数			家族人数	親族人数	合 計	備 考	
	一 世	二・三世	計					
サンパウロ州	301	300	601	2,098	906	3,004		
ブラジル	アラサツーバ	14	22	36	138	66	204	
	アリアンサ	24	29	53	184	122	306	
	サンジョゼリオプレット	5	3	8	31	31	62	
	サンパウロ	165	164	329	1,127	430	1,557	5地区
	サンミゲルアルカンジョ	5	0	5	31	0	31	
	ジャレス	7	6	13	38	21	59	
	スザノ	15	2	17	55	32	87	
	ソロカバ	3	3	6	25	11	36	
	ツッパン	5	9	14	54	6	60	
	ドラセーナ	9	9	18	70	36	106	
	ペレイラバレットス	18	19	37	127	59	186	
	ミランドポリス	17	21	38	133	37	170	
	モジダスクルーゼス	14	13	27	85	55	140	
パラナ州	52	46	98	357	143	500		
支部	クリチーバ	25	24	49	163	84	247	
	マリンガ	6	7	13	56	10	66	
	ロンドリーナ	21	15	36	138	49	187	
ル	リオデジャネイロ州(支部)	8	8	16	59	51	110	
	パラ州(ベレン支部)	20	10	30	81	19	100	
	アマゾナス州(マナウス支部)	8	1	9	35	15	50	
	ブラジリア(支部)	8	8	16	58	12	70	
	マツグロソ州(カンボグランデ支部)	2	6	8	34	12	46	
	その他	21	34	55	202	162	364	
計(21支部)	420	413	833	2,924	1,320	4,244		
アルゼンチン	23	16	39	146	43	189		
ペルー	3	7	10	40	25	65		
ボリビア	6	0	6	30	0	30		
パラグアイ	5	0	5	14	0	14		
コスタリカ	2	0	2	7	0	7		
合 計	459	436	895	3,161	1,388	4,549		

注) 家族人数…世帯主と同居の配偶者、子、孫、父母、兄弟姉妹の人員数
親族人数…嫁入先の本人を含む人員数、その他続柄の不明な者

VII 資料編

1 富山県内在住外国人向け生活相談窓口一覧

(R7.4現在)

	相談窓口	曜日	時間	電話番号	備考
英語	富山県外国人ワンストップ相談センター ((公財)とやま国際センター)	月～金	9:00-17:00	076-441-6330	祝日の場合は休み
	富山市外国人ワンストップ相談窓口 (富山市民国際交流協会)	金・日	10:00-18:00	076-444-0642	場所: 富山駅前Ciビル3階 富山市国際交流センター Ciビル休館日は休み
		火・水・木	10:00-20:30		
		月・土	12:30-20:30		
南砺市友好交流協会	要予約		0763-52-4548	国際交流員が対応 土日祝日の場合は休み	
射水市外国人ヘルプデスク	月・木・金	13:00-16:00	-	場所: 射水市役所本庁舎1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 音声翻訳機で112言語対応	
中国語	富山県外国人ワンストップ相談センター ((公財)とやま国際センター)	月～金	9:00-17:00	076-441-6330	祝日の場合は休み
	富山市外国人ワンストップ相談窓口 (富山市民国際交流協会)	月・木・金・土	10:00-18:00	076-444-0642	場所: 富山駅前Ciビル3階 富山市国際交流センター Ciビル休館日は休み
		水	12:30-20:30		
	高岡市外国人のための生活相談コーナー	水	14:00-16:00	-	場所: 高岡市役所1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 音声翻訳機で72言語対応
射水市外国人ヘルプデスク	火	13:00-16:00	-	場所: 射水市役所本庁舎1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 音声翻訳機で112言語対応	
韓国語	富山県外国人ワンストップ相談センター ((公財)とやま国際センター)	火	13:00-17:00	076-441-6330	祝日の場合は休み
	富山市外国人ワンストップ相談窓口 (富山市民国際交流協会)	月	10:00-18:00	076-444-0642	場所: 駅前Ciビル3階 富山市国際交流センター Ciビル休館日は休み 第2・4火、第1・3土休み
	火・木・金・土・日	12:30-20:30			
ポルトガル語	富山県外国人ワンストップ相談センター ((公財)とやま国際センター)	月～金	9:00-17:00	076-441-6330	祝日の場合は休み
	高岡市外国人のための生活相談コーナー	月・火	8:30-12:00 13:00-17:15	-	場所: 高岡市役所1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 一部英語、スペイン語対応可 音声翻訳機で72言語対応
		水～金	13:00-17:15		
射水市外国人ヘルプデスク	木	13:00-16:00	-	場所: 射水市役所本庁舎1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 音声翻訳機で112言語対応	
スペイン語	射水市外国人ヘルプデスク	木	13:00-16:00	-	場所: 射水市役所本庁舎1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 音声翻訳機で112言語対応
ベトナム語	富山県外国人ワンストップ相談センター ((公財)とやま国際センター)	火・木	9:00-17:00	076-441-6330	祝日の場合は休み
	高岡市外国人のための生活相談コーナー	月	8:30-12:00	-	場所: 高岡市役所1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 音声翻訳機で72言語対応
	射水市外国人ヘルプデスク	水	13:00-16:00	-	場所: 射水市役所本庁舎1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 音声翻訳機で112言語対応
ロシア語	富山県外国人ワンストップ相談センター ((公財)とやま国際センター)	月	13:00-17:00	076-441-6330	祝日の場合は休み
	射水市外国人ヘルプデスク	金	13:00-16:00	-	場所: 射水市役所本庁舎1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 音声翻訳機で112言語対応
フランス語	富山市外国人ワンストップ相談窓口 (富山市民国際交流協会)	木・日	10:00-18:00	076-444-0642	場所: 駅前Ciビル3階 富山市国際交流センター Ciビル休館日は休み
		月・火・水	12:30-20:30		
テルグ語	富山県外国人ワンストップ相談センター ((公財)とやま国際センター)	月	13:00-17:00	076-441-6330	祝日の場合は休み
ウルドゥ語	射水市外国人ヘルプデスク	月	13:00-16:00	-	場所: 射水市役所本庁舎1階ロビー(窓口のみ) 祝日の場合は休み 音声翻訳機で112言語対応

2 県内市町村の国際交流担当課一覧

(R7.4現在)

市町村名	担当課(室)名	所在地	電話	FAX
富山市	文化国際課	930-8510 富山市新桜町7-38	076-443-2040	076-443-2170
高岡市	文化国際課	933-8601 高岡市広小路7-50	0766-20-1236	0766-20-1666
射水市	市民活躍・文化課	939-0294 射水市新開発410-1	0766-51-6622	0766-51-6654
魚津市	地域協働課	937-8555 魚津市釈迦堂1-10-1	0765-23-1131	0765-23-1051
氷見市	商工観光課(国際交流)	935-8686 氷見市鞍川1060	0766-74-8106	0766-74-4004
	未来戦略課(多文化共生)		0766-74-8190	0766-74-4004
滑川市	企画政策課	936-8601 滑川市寺家町104	076-475-2119	076-475-6299
黒部市	企画情報課	938-8555 黒部市三日市1301	0765-54-2115	0765-54-4461
砺波市	企画政策課	939-1398 砺波市栄町7-3	0763-33-1145	0763-33-5325
小矢部市	企画政策課	932-8611 小矢部市本町1-1	0766-67-1760	0766-67-5683
南砺市	交流観光まちづくり課(国際交流)	939-1692 南砺市荒木1550	0763-23-2019	0763-52-6349
	政策推進課(多文化共生)		0763-23-2052	0763-52-6338
舟橋村	教育委員会	930-0283 中新川郡舟橋村海老江147	076-464-1131	076-464-1105
上市町	企画課	930-0393 中新川郡上市町法音寺1	076-472-2473	076-472-1115
立山町	商工観光課	930-0292 中新川郡立山町前沢2440	076-462-9971	076-463-6611
入善町	教育委員会事務局	939-0693 下新川郡入善町入膳423	0765-72-3858	0765-74-2790
朝日町	総務政策課	939-0793 下新川郡朝日町道下1133	0765-83-1100	0765-83-1109

3 海外富山県人会一覧

国名	団体名
アメリカ	ニューヨーク富山県人会
アメリカ	南カリフォルニア富山県人会
アメリカ	シリコンバレー富山県人会
アメリカ	ワシントンDC富山県人会
アメリカ	オレゴン富山県人会
ブラジル	ブラジル富山県人会
アルゼンチン	在アルゼンチン富山県人会
ペルー	ペルー富山県人会
ドイツ	デュッセルドルフ富山県人会
中国	北京富山県人会
中国	上海富山県人会
中国	香港富山県人会
台湾	台湾とやまゆかりの会
シンガポール	シンガポール富山県人会
タイ	バンコク富山県人会
インドネシア	インドネシア富山県人会
ベトナム	ベトナム富山県人会
フィリピン	フィリピン富山県人会

4 富山県外国人住民在留資格別市町村別人員表

富山県
令和7年1月1日現在

	総数	富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町
総数	23,785	9,316	4,368	582	627	574	539	822	866	1,094	3,604	60	306	359	518	150
教授	32	25									7					
芸術	1	1														
宗教	18	8	1	2		2		3			2					
報道																
高度専門職Ⅰ	14	11	1								2					
高度専門職Ⅱ	23	12	2	3			4				2					
高度専門職Ⅲ	3	3														
高度専門職Ⅳ	4	4														
経営・管理	193	82	20	4	1	1	7	3	2	3	65			3	1	1
法律・会計業務																
医療	13	4	3	1		1		1	2		1					
研究																
教育	140	47	25	8	8	5	8	10	3	11	4		1	5	5	
技術・人文知識・国際業務	1,798	738	333	50	53	32	59	45	65	40	269	2	26	24	55	7
企業内転勤	74	30	4	20			2	1	6	2	4				5	
介護	51	24	10	2		1			6		4			2	1	1
興行	14	11				2	1									
技能	220	95	52	6	2	4	8	9	1	3	31			3	4	2
特定技能Ⅰ	2,416	885	419	72	61	104	88	58	93	96	412	12	28	29	31	28
特定技能Ⅱ	9	5	1		1		1		1							
技能実習Ⅰ	57	49			4								4			
技能実習Ⅱ	1,967	685	272	42	54	54	26	135	148	168	271	7	31	36	33	5
技能実習Ⅲ	101	94											5	2		
技能実習Ⅳ	4,003	1,312	591	132	167	152	85	184	305	328	436	19	69	78	125	20
技能実習Ⅴ	4	4														
技能実習Ⅵ	414	127	57	9	42	16	1	14	35	36	49	4	9	4	1	10
文化活動	8	7								1						
留学	618	459	15	1	1	1		4			135			1	1	
研修	1		1													
家族滞在	1,338	537	208	30	19	25	37	41	23	22	348	4	5	8	20	11
特定活動	427	237	47	13	10	9	23	8	11	15	33		1	1	19	
永住者	6,375	2,520	1,416	136	140	108	124	249	107	259	972	8	80	107	113	36
日本人的等の永住者	816	334	179	20	19	22	18	23	20	40	79	1	14	10	27	10
外国人等の永住者	389	141	87	4	6	5	5	8	4	7	89	2	12	12	7	
定住者	1,632	441	560	15	33	12	31	19	27	58	340	1	11	14	62	8
特別永住者	605	383	61	12	6	18	11	7	6	4	48		10	20	8	11
出生による経過滞在者	7	1	3						1	1	1					

(注1)「経営・管理」は、平成27年4月1日より前に「投資・経営」の在留資格を取得した者を含む。

(注2)「技術・人文知識・国際業務」は、平成27年4月1日より前に「技術」または「人文知識・国際業務」の在留資格を取得した者を含む。

(注3)「特別永住者」は、日本国との平和条約の発効により日本の国籍を離脱したものであって、昭和20年9月2日以前から引き続き本邦に在留しているもの及びその子孫であって本邦で出生し、引き続き本邦に在留しているもの。

	総数	富山市	高岡市	魚津市	氷見市	滑川市	黒部市	砺波市	小矢部市	南砺市	射水市	舟橋村	上市町	立山町	入善町	朝日町	
51	フィンランド	3	1	1							1						
52	フランス	20	11	1	2				2	2	1			1			
53	ブルガリア	3	3														
54	ベラルーシ	2	2														
55	ベルギー	2	2														
56	ポーランド	3	1	1										1			
57	ポルトガル	2		1		1											
58	モルドバ	8	8														
59	ラトビア	1									1						
60	ルーマニア	30	18	8	1			1			2						
61	ロシア	693	386	48	2	6	3	1	2	3	3	223	4	11	1		
	アフリカ	55	35	9	0	1	0	2	0	0	0	7	0	1	0	0	0
62	アルジェリア	1	1														
63	アンゴラ	1									1						
64	エジプト	17	13								4						
65	ガーナ	4	2	1							1						
66	ガボン共和国	1	1														
67	カメルーン	5	2	3													
68	ギニア	1											1				
69	ケニア	3	1					2									
70	コンゴ民主共和国	3	3														
71	ザンビア	3		3													
72	トーゴ	1	1														
73	ナイジェリア	4	4														
74	ベナン	2	1								1						
75	南アフリカ共和国	5	3	1		1											
76	モザンビーク	2	1	1													
77	モロッコ	1	1														
78	リビア	1	1														
	北米	306	150	47	8	11	11	13	15	6	9	15	1	4	5	8	3
79	カナダ	32	19	4	2		1		1	1		1		1	1	1	
80	コスタリカ	1	1														
81	ジャマイカ	9	6	1	1				1								
82	ドミニカ共和国	2		1							1						
83	トリニダード・トバゴ	2	1						1								
84	ニカラグア	1	1														
85	バハマ	1		1													
86	米国	248	117	36	5	11	10	13	12	5	9	12	1	3	4	7	3
87	メキシコ	10	5	4								1					
	南米	2,741	587	1,209	11	59	20	18	72	71	109	411	0	33	24	114	3
88	アルゼンチン	10	2	1						1					1	5	
89	ウルグアイ	1	1														
90	エクアドル	1	1														
91	コロンビア	1	1														
92	チリ	3														2	1
93	ハイチ	1											1				
94	パラグアイ	122	43	11		1	5	3	1					2	5	51	
95	ブラジル	2,510	514	1,159	10	52	15	15	69	70	106	396		30	16	56	2
96	ベネズエラ	1		1													
97	ペルー	56	21	17	1	1					3	12			1		
98	ボリビア	35	4	20		5			2			3			1		
	オセアニア	36	19	4	1	0	1	0	6	0	2	3	0	0	0	0	0
99	オーストラリア	27	12	4	1		1		6		1	2					
100	サモア	1	1														
101	ニュージーランド	6	4								1	1					
102	パプアニューギニア	1	1														
103	フィジー	1	1														
	無国籍	7	1	3						1	1	1					

(注1)「台湾」平成24年7月の新しい在留管理制度への移行に伴い、地域として記載可能となったもの。
(注2)「朝鮮」朝鮮半島出身及びその子孫等で、韓国籍など確認されていない者。国籍を表示するものとして用いるものではない。
(注3)「無国籍」主に、出生による経過滞在者。

6 富山県における外国人登録者数・外国人住民数の推移

平成24年7月に出入国管理及び難民認定法等が改正され、新しい在留管理制度が導入されたことに伴い、外国人登録法が廃止されました。そのため、平成23年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、平成24年度以降は住民基本台帳上の外国人住民数を集計しています。住民基本台帳上の外国人住民数と以前の外国人登録者数とは制度上対象が一部異なっているため、単純に比較することはできません。

1. 外国人登録者数の推移 (S60～H23)

(12月末日現在、単位：人)

年度	総数	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	インドネシア	パキスタン	韓国又は朝鮮	ミャンマー	ロシア	ネパール	その他	前年比伸率
S60	2,262		132	57	16	10		1,891	1		1	154	
S61	2,300		158	92	22	14		1,853			1	160	1.68%
S62	2,420		199	170	31	24		1,834	1		2	159	5.22%
S63	2,545		217	204	36	25		1,847			5	211	5.17%
H1	2,777		250	308	56	37	1	1,850			3	272	9.12%
H2	3,288	2	305	472	259	53	1	1,857			3	336	18.40%
H3	4,399	2	413	791	671	134	1	1,887		7	3	490	33.79%
H4	5,174	2	671	613	1,314	77	1	1,900		2	1	593	17.62%
H5	5,890	3	787	647	1,851	80	1	1,883		3	3	632	13.84%
H6	6,568	3	1,003	763	2,139	73	1	1,852	5	27	21	681	11.51%
H7	6,948	6	1,076	662	2,644	77	5	1,795	4	33	18	628	5.79%
H8	7,571	4	1,179	708	3,145	83	14	1,736	5	47	18	632	8.97%
H9	8,265	10	1,221	870	3,563	72	48	1,690	6	65	22	698	9.17%
H10	8,443	16	1,381	944	3,419	80	73	1,684	4	71	22	749	2.15%
H11	8,696	24	1,479	1,100	3,333	76	61	1,703	4	77	28	811	3.00%
H12	9,564	17	1,796	1,215	3,729	136	64	1,656	5	103	21	822	9.98%
H13	10,749	51	2,317	1,392	3,946	197	107	1,627	4	115	30	963	12.39%
H14	10,833	51	2,811	1,302	3,742	140	130	1,568	6	137	26	920	0.78%
H15	12,088	81	3,342	1,477	4,210	161	148	1,500	4	183	24	958	11.58%
H16	13,106	78	4,033	1,675	4,301	148	199	1,410	3	224	25	1,010	8.42%
H17	14,431	86	4,865	1,676	4,565	177	265	1,391	1	299	31	1,075	10.11%
H18	14,891	91	5,333	1,612	4,605	157	309	1,346	1	281	41	1,115	3.19%
H19	15,370	105	6,006	1,653	4,298	166	348	1,341	2	293	35	1,123	3.22%
H20	15,534	157	6,322	1,663	4,001	160	435	1,297	2	371	43	1,083	1.07%
H21	14,237	157	5,891	1,673	3,247	134	424	1,264	5	376	49	1,017	-8.35%
H22	13,712	162	5,680	1,692	2,951	122	424	1,208	4	383	51	1,035	-3.69%
H23	13,718	240	5,659	1,717	2,786	121	442	1,208	5	420	59	1,061	0.04%

2. 外国人住民数の推移 (H24～R2)

(1月1日現在、単位：人)

年度	総数	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	インドネシア	パキスタン	韓国又は朝鮮	ミャンマー	ロシア	ネパール	その他	前年比伸率
H24	13,419	395	5,722	1,719	2,238	151	438	1,161	6	380	51	1,158	
H25	12,908	535	5,354	1,649	2,033	156	438	1,111	6	425	45	1,156	-3.81%
H26	13,078	843	5,189	1,673	1,915	185	465	1,067	10	466	52	1,213	1.32%
H27	13,695	1,299	5,009	1,810	1,916	231	483	1,060	22	457	56	1,352	4.72%

年度	総数	ベトナム	中国	フィリピン	ブラジル	インドネシア	パキスタン	韓国	ミャンマー	ロシア	ネパール	その他	前年比伸率
H28	14,774	1,963	4,979	1,973	2,001	311	495	923	52	453	61	1,563	7.88%
H29	16,637	2,881	5,021	2,148	2,437	419	507	898	69	466	76	1,715	12.61%
H30	18,262	4,062	5,001	2,274	2,465	555	533	887	79	464	124	1,818	9.77%
R1	19,494	4,535	5,066	2,419	2,729	684	545	875	116	469	144	1,912	6.75%
R2	19,084	4,740	4,735	2,436	2,454	684	583	841	142	495	155	1,819	-2.10%
R3	17,960	4,411	4,262	2,377	2,305	574	591	827	136	539	117	1,821	-5.89%
R4	19,636	4,804	4,097	2,599	2,462	1,061	645	805	234	588	261	2,080	9.33%
R5	21,917	5,462	4,259	2,701	2,411	1,802	713	778	487	666	340	2,298	11.62%
R6	23,785	5,749	4,249	2,881	2,510	2,407	803	777	768	693	445	2,503	8.52%

[注1]「中国」は、外国人登録者数については台湾を含み、住民基本台帳上の外国人住民数については台湾を含まない。

[注2]平成28年度より「韓国・朝鮮」を分離集計。

7 県内の日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒数の推移

	小学校		中学校	
	児童数	学校数	生徒数	学校数
平成8年度	79	42	24	14
9年度	92	43	40	17
10年度	103	43	46	20
11年度	124	48	43	24
12年度	132	46	39	22
13年度	138	44	41	21
14年度	147	44	51	21
15年度	148	43	53	22
16年度	153	38	69	28
17年度	180	45	54	28
18年度	232	58	54	24
19年度	256	62	51	24
20年度	289	61	69	33
21年度	257	58	81	34
22年度	264	53	79	31
23年度	257	66	89	35
24年度	261	61	73	27
25年度	239	63	79	27
26年度	240	55	87	30
27年度	254	55	86	33
28年度	262	58	86	34
29年度	290	66	77	29
30年度	289	68	95	35
令和元年度	337	81	94	31
令和2年度	373	80	118	34
令和3年度	357	85	99	28
令和4年度	368	91	106	35
令和5年度	405	92	117	42

(資料: 県教育委員会)

8 県内の旅券発行状況

旅券（パスポート）は、外国へ旅行する日本国民に対して日本政府が発行するもので、その旅行者の国籍・身分などを公に証明するとともに、必要があれば旅行者の安全や便宜をはかってもらうことを外国政府へ要請する公文書としての役割も持っています。

このため、外国へ旅行しようとする人は誰でも旅券を所持し、空港や港で旅券に入国管理局から出国・入国の証印を受けなければなりません。

旅券は、旅券法によって外務大臣が発行しますが、申請書の受付や交付の事務は法定受託事務として各都道府県知事が行っています。

旅券には、国の用務のため渡航する人及びその同伴者に交付される「公用旅券」と、それ以外の一般の経済・文化活動や観光その他の個人的目的のため渡航する人に交付される「一般旅券」の2種類があります。

「一般旅券」は、現在、すべての国（地域）に、その有効期間中であれば何回でも往復渡航できる数次往復用旅券になっており、発行の日から5年ないし10年間有効です。

なお、不正使用を防止するため、平成18年3月20日からIC（集積回路）旅券の発行を開始しました。

《富山県旅券センターの歴史》

1951年（昭和26年）	旅券法公布（昭和26.12.1施行）
1987年（昭和62年）9月12日	旅券センターをマリエとやま内に移転
1998年（平成10年）4月1日	旅券交付窓口の延長を開始
2001年（平成13年）5月7日	旅券センター高岡支所を高岡御旅屋セリオに開設
2003年（平成15年）6月1日	旅券の日曜交付を開始

◆問い合わせ先及び申請窓口

	富山県旅券センター	旅券センター高岡支所(高岡旅券センター)
所在地	富山市桜町1丁目1番61号（マリエとやま7階）	高岡市御旅屋町101番地（御旅屋セリオ7階）
電話番号	076-445-4581	0766-27-1855
受付時間	申請受付：月曜～金曜（9：00～16：30）	申請受付：月曜～金曜（10：00～16：30）
	交付：月・水・金曜（10：00～16：30） 火・木曜（10：00～19：00） 日曜（10：00～16：30）	交付：月曜～金曜（10：00～17：30） 日曜（10：00～17：30）
閉庁日	土曜日、祝日及び年末・年始（12/29～1/3）	

富山県内における一般旅券新規発行数

	年度	発行数	年度	発行数	
	昭和 38 年度	229	平成 6 年度	43,863	
観光渡航の 自由化(39. 4)	39 年度	340	7 年度	48,665	旅券法改正 10 年旅券新設 (7. 11)
	40 年度	354	8 年度	51,824	
	41 年度	746	9 年度	45,168	
	42 年度	998	10 年度	42,379	
	43 年度	1,544	11 年度	42,863	
旅券法改正 数次旅券(5年間 有効)発給(45. 12)	44 年度	2,321	12 年度	42,792	
	45 年度	3,352	13 年度	32,397	アメリカ同時多発テロ (13. 9)
	46 年度	5,368	14 年度	27,539	
第 1 次 石油ショック (48. 10)	47 年度	7,521	15 年度	19,329	イラク戦争勃発 (15. 3)
	48 年度	12,111	16 年度	26,849	SARS 発生 (15. 4)
	49 年度	9,757	17 年度	25,670	
	50 年度	8,539	18 年度	31,213	
外貨持ち出し 無制限(53. 3)	51 年度	10,210	19 年度	27,499	
	52 年度	11,872	20 年度	25,575	
第 2 次 石油ショック (54. 1)	53 年度	14,711	21 年度	25,023	IC 旅券発行 (18. 3)
	54 年度	18,705	22 年度	26,614	
	55 年度	15,495	23 年度	27,611	
	56 年度	16,331	24 年度	26,585	
	57 年度	16,597	25 年度	23,235	
	58 年度	18,905	26 年度	21,921	
	59 年度	21,484	27 年度	21,493	
	60 年度	21,493	28 年度	24,516	
	61 年度	23,319	29 年度	24,353	
	62 年度	27,901	30 年度	26,301	
	63 年度	32,363	31 年度	23,410	
	平成 元年度	35,673	令和 2 年度	2,193	新型コロナウイルス感染症発生 (R2. 2)
	2 年度	38,413	3 年度	2,218	
湾岸戦争勃発 (3. 1)	3 年度	41,302	4 年度	7,626	
	4 年度	39,251	5 年度	18,739	
	5 年度	41,858	6 年度	19,670	

9 県民の海外出国状況 (法務省出入国管理統計統計表より)

